

「有価証券上場規程」等の一部改正新旧対照表

目 次

(ページ)

1. 有価証券上場規程の一部改正新旧対照表	1
2. 株券上場審査基準の一部改正新旧対照表	2
3. 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧対照表	6
4. 株券上場廃止基準の一部改正新旧対照表	7
5. 債券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表	11
6. 監理ポスト及び整理ポストに関する規則の一部改正新旧対照表	12
7. 制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則の一部改正新旧対照表	19
8. 有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表	22
9. 株券上場審査基準の取扱いの一部改正新旧対照表	26
10. 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表	37
11. 株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表	38
12. 優先株に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表	51
13. 新株予約権証券に関する有価証券上場規程の特例の取扱いする規則の取扱いの 一部改正新旧対照表	52
14. 債券に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表	53
15. 新株予約権社債券等上場契約書の一部改正新旧対照表	54
16. 新株予約権付社債券等に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表	55
17. 日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、業務規程、 信用取引及び貸借取引規程並びに受託契約準則の特例の施行規則の一部改正新旧対照表	57
18. 退職給付会計基準の適用等に関する有価証券上場規程に関する取扱い要領の特例の 一部改正新旧対照表	59

有価証券上場規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(申請によらない上場廃止)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 上場会社は、株券上場廃止基準第3条の2第1項の規定に基づき、同基準第2条第9号aに定める株券上場審査基準に準じて本所が定める基準に適合しないかどうかの審査を申請するときは、本所が定める金額の審査料を当該申請日に納入するものとする。</p> <p>3 本所は、株券上場廃止基準第2条第9号(同基準第2条の2第4号において読み替える場合を含む。)に係る審査のため必要と認めるときには、上場会社に対し参考となるべき報告又は資料の提出その他当該審査に対する協力を求めることができるものとする。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成15年 1月 1日から施行する。</p>	<p>(申請によらない上場廃止)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 上場会社は、株券上場廃止基準第3条の2第1項の規定に基づき、同基準第2条第8号aに定める株券上場審査基準に準じて本所が定める基準に適合しないかどうかの審査を申請するときは、本所が定める金額の審査料を当該申請日に納入するものとする。</p> <p>3 本所は、株券上場廃止基準第2条第8号(同基準第2条の2第3号において読み替える場合を含む。)に係る審査のため必要と認めるときには、上場会社に対し参考となるべき報告又は資料の提出その他当該審査に対する協力を求めることができるものとする。</p>

株券上場審査基準の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場審査基準)</p> <p>第4条 第2条に規定する上場審査は、次の各号に適合する新規上場申請者の株券及び優先出資証券を対象として行うものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 上場時価総額</u> <u>上場日における上場時価総額が10億円以上となる見込みのあること。</u></p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p><u>(8)</u> (略)</p> <p><u>(9)</u> (略)</p> <p><u>(10)</u> (略)</p> <p><u>(11)</u> (略)</p> <p>2 新規上場申請者の株券又は優先出資証券が、上場申請日の直前事業年度において、国内の他の証券取引所に上場されている場合の第1項に基づく上場審査については、<u>同項第6号</u>の規定を適用しないものとする。</p> <p>3 次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める会社が発行者である株券又は優先出資証券の上場を遅滞なく申請するときは、第1項の規定に基づく上場審査については、原則として、<u>同項第1号から第7号</u>までの規定を適用しないものとする。ただし、当該各号に定める会社が発行者である株券又は優先出資証券が上場時において上場株式数に係る株券上場廃止基準及び<u>同基準第2条第16号</u>に該当しないこととなる見込みがあり、かつ、当該会社が発行する株券又は優先出資証券が上場後最初に終了する事業年度の末日までに株式の分布状況に係る株券上</p>	<p>(上場審査基準)</p> <p>第4条 第2条に規定する上場審査は、次の各号に適合する新規上場申請者の株券及び優先出資証券を対象として行うものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p><u>(8)</u> (略)</p> <p><u>(9)</u> (略)</p> <p><u>(10)</u> (略)</p> <p>2 新規上場申請者の株券又は優先出資証券が、上場申請日の直前事業年度において、国内の他の証券取引所に上場されている場合の第1項に基づく上場審査については、<u>同項第5号</u>の規定を適用しないものとする。</p> <p>3 次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める会社が発行者である株券又は優先出資証券の上場を遅滞なく申請するときは、第1項の規定に基づく上場審査については、原則として、<u>同項第1号から第6号</u>までの規定を適用しないものとする。ただし、当該各号に定める会社が発行者である株券又は優先出資証券が上場時において上場株式数に係る株券上場廃止基準及び<u>同基準第2条第15号</u>に該当しないこととなる見込みがあり、かつ、当該会社が発行する株券又は優先出資証券が上場後最初に終了する事業年度の末日までに株式の分布状況に係る株券上</p>

場廃止基準に該当しないこととなる見込みがあることを要するものとする。

(1) ・ (2) (略)

(Q - B o a r d への上場審査基準)

第 6 条 前条に規定する上場審査は、九州周辺に営業の主体を有し、次の各号に適合する新規上場申請者の株券を対象として行うものとする。

(1) (略)

(2) 上場時価総額

上場日における上場時価総額が 3 億円以上となる見込みのあること。

(3) ~ (5) (略)

(6) 第 4 条第 1 項第 8 号から第 1 1 号までに適合していること。

2 次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める会社が発行者である株券の上場を遅滞なく申請するときは、前項の規定に基づく上場審査については、原則として、第 1 号から第 5 号までの規定を適用しないものとする。ただし、当該各号に定める会社が発行者である株券が上場時において株券上場廃止基準第 2 条第 1 6 号に該当しないこととなる見込みがあり、かつ、上場後最初に終了する事業年度の末日までに株式の分布状況に係る株券上場廃止基準に該当しないこととなる見込みがあることを要するものとする。

(1) ・ (2) (略)

平成 1 1 年 8 月 1 日改正付則

1 (略)

2 改正後の第 4 条第 1 項第 7 号の規定は、平成 1 1 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度及び連結会計年度に係る財務諸表等並びに平成 1 2 年 4 月 1 日以後に開始する中間会計期間及び中間連結会計期間に係る中間財務諸表等について適

場廃止基準に該当しないこととなる見込みがあることを要するものとする。

(1) ・ (2) (略)

(Q - B o a r d への上場審査基準)

第 6 条 前条に規定する上場審査は、九州周辺に営業の主体を有し、次の各号に適合する新規上場申請者の株券を対象として行うものとする。

(1) (略)

(2) 時価総額

上場日における時価総額が 3 億円以上となる見込みのあること。

(3) ~ (5) (略)

(6) 第 4 条第 1 項第 7 号から第 1 0 号までに適合していること。

2 次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める会社が発行者である株券の上場を遅滞なく申請するときは、前項の規定に基づく上場審査については、原則として、第 1 号から第 5 号までの規定を適用しないものとする。ただし、当該各号に定める会社が発行者である株券が上場時において株券上場廃止基準第 2 条第 1 5 号に該当しないこととなる見込みがあり、かつ、上場後最初に終了する事業年度の末日までに株式の分布状況に係る株券上場廃止基準に該当しないこととなる見込みがあることを要するものとする。

(1) ・ (2) (略)

平成 1 1 年 8 月 1 日改正付則

1 (略)

2 改正後の第 4 条第 1 項第 6 号の規定は、平成 1 1 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度及び連結会計年度に係る財務諸表等並びに平成 1 2 年 4 月 1 日以後に開始する中間会計期間及び中間連結会計期間に係る中間財務諸表等について適

用し、平成11年4月1日前に開始する事業年度及び連結会計年度に係るもの並びに平成12年4月1日前に開始する中間会計期間及び中間連結会計期間に係るものについては、なお従前の例による。ただし、平成11年4月1日前に開始する事業年度及び連結会計年度に係る財務諸表等又は平成12年4月1日前に開始する中間会計期間及び中間連結会計期間に係る中間財務諸表等について、新規上場申請者の有価証券届出書、有価証券報告書若しくは半期報告書又は「上場申請のための有価証券報告書(の部)」若しくは「上場申請のための半期報告書」に記載される財務諸表等又は中間財務諸表等が、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する省令(平成11年大蔵省令第21号)による改正後の財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)若しくは連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する省令(平成11年大蔵省令第22号)による改正後の連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和51年大蔵省令第28号)により作成されている場合又は中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する省令(平成11年大蔵省令第23号)による改正後の中間財務諸等表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和52年大蔵省令第38号)若しくは中間連結財務諸等表の用語、様式及び作成方法に関する規則(平成11年大蔵省令第24号)により作成されている場合は、当該財務諸表等又は中間財務諸表等から適用する。

用し、平成11年4月1日前に開始する事業年度及び連結会計年度に係るもの並びに平成12年4月1日前に開始する中間会計期間及び中間連結会計期間に係るものについては、なお従前の例による。ただし、平成11年4月1日前に開始する事業年度及び連結会計年度に係る財務諸表等又は平成12年4月1日前に開始する中間会計期間及び中間連結会計期間に係る中間財務諸表等について、新規上場申請者の有価証券届出書、有価証券報告書若しくは半期報告書又は「上場申請のための有価証券報告書(の部)」若しくは「上場申請のための半期報告書」に記載される財務諸表等又は中間財務諸表等が、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する省令(平成11年大蔵省令第21号)による改正後の財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)若しくは連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する省令(平成11年大蔵省令第22号)による改正後の連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和51年大蔵省令第28号)により作成されている場合又は中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する省令(平成11年大蔵省令第23号)による改正後の中間財務諸等表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和52年大蔵省令第38号)若しくは中間連結財務諸等表の用語、様式及び作成方法に関する規則(平成11年大蔵省令第24号)により作成されている場合は、当該財務諸表等又は中間財務諸表等から適用する。

付 則

この改正規定は、平成15年 1月 1日から
施行し、同日以後に上場申請を行う新規上場申請
者の株券の審査から適用する。

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(会社情報の開示)</p> <p>第 2 条 (略)</p> <p>2 ~ 4 (略)</p> <p><u>5 上場会社は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める書面を本所に提出したときは、直ちに当該書面を開示しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 株券上場廃止基準第 2 条第 4 号前段又は同基準第 2 条の 2 第 3 号前段に該当した場合</u></p> <p style="padding-left: 40px;"><u>各号に規定する書面</u></p> <p><u>(2) 株券上場廃止基準第 2 条第 2 号 a の(b)前段に該当した場合</u></p> <p style="padding-left: 40px;"><u>同(b)に規定する書面</u></p> <p><u>6 (略)</u></p> <p><u>7 (略)</u></p> <p>(株式事務代行機関への委託)</p> <p>第 1 2 条 上場会社は、株式事務を本所の承認する株式事務代行機関に委託するものとする。ただし、株券上場審査基準第 4 条第 1 項第 8 号ただし書に該当する上場会社については、この限りでない。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成 1 5 年 1 月 1 日から施行する。</p>	<p>(会社情報の開示)</p> <p>第 2 条 (略)</p> <p>2 ~ 4 (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>5 (略)</u></p> <p><u>6 (略)</u></p> <p>(株式事務代行機関への委託)</p> <p>第 1 2 条 上場会社は、株式事務を本所の承認する株式事務代行機関に委託するものとする。ただし、株券上場審査基準第 4 条第 1 項第 7 号ただし書に該当する上場会社については、この限りでない。</p>

株券上場廃止基準の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場廃止基準)</p> <p>第2条 上場銘柄(Q - B o a r d上場銘柄を除く。以下この条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、その上場を廃止するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 株式の分布状況</p> <p>次のa又はbに該当する場合。ただし、本所が定めるところにより上場会社が<u>aの(a)</u>又はbに定める期間の最終日後<u>(aの(b)の場合にあっては、審査対象決算期の末日後)</u>に行った公募、売出し又は数量制限付分売(業務規程第30条又は国内の他の証券取引所の規則により定める立会外分売であって、50単位未満の範囲内で買付申込数量に制限を設けて行ったものをいう。以下同じ。)の内容等を通知した場合の同日における株式の分布状況については、本所が定めるところにより取り扱うことができる。</p> <p>a <u>少数特定者持株数が次の(a)又は(b)に該当する場合</u></p> <p>(a) <u>少数特定者持株数が上場株式数の80%を超えている場合において、1か年以内に上場株式数の80%以下とならないとき。</u></p> <p>(b) <u>少数特定者持株数が上場株式数の90%を超えている場合であって、上場会社が本所が定める日までに本所の定める公募、又は数量制限付分売予定書を本所に提出しないとき。</u></p> <p>b (略)</p> <p>(3) (略)</p>	<p>(上場廃止基準)</p> <p>第2条 上場銘柄(Q - B o a r d上場銘柄を除く。以下この条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、その上場を廃止するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 株式の分布状況</p> <p>次のa又はbに該当する場合。ただし、本所が定めるところにより上場会社がa又はbに定める期間の最終日後に行った公募、売出し又は数量制限付分売(業務規程第30条又は国内の他の証券取引所の規則により定める立会外分売であって、50単位未満の範囲内で買付申込数量に制限を設けて行ったものをいう。以下同じ。)の内容等を通知した場合の同日における株式の分布状況については、本所が定めるところにより取り扱うことができる。</p> <p>a <u>少数特定者持株数が上場株式数の80%を超えている場合において、1か年以内に上場株式数の80%以下とならないとき。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>b (略)</p> <p>(3) (略)</p>

(4) 上場時価総額

上場時価総額が5億円に満たない場合において、9か月(事業の現状、今後の展開、事業計画の改善その他本所が必要と認める事項を記載した書面を3か月以内に本所に提出しない場合にあつては、3か月)以内に5億円以上とならないとき。ただし、市況全般が急激に悪化した場合において、本所がこの基準によることが適当でないと認めたと時の上場時価総額に係る基準については、本所がその都度定めるところによるものとする。

(5) 債務超過

上場会社が債務超過の状態となった場合において、1か年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、当該上場会社が私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより当該1か年を経過した日から1か年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合(本所が適当と認める場合に限る。)には、債務超過の状態となってから2か年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

(12) (略)

(13) (略)

(14) (略)

(15) (略)

(16) (略)

(新設)

(4) 債務超過

上場会社が最近3年間に終了する各連結会計年度及び各事業年度末日において、債務超過の状態にある場合

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

(12) (略)

(13) (略)

(14) (略)

(15) (略)

(Q - B o a r d 上 場 銘 柄 の 上 場 廃 止 基 準)

第 2 条 の 2 Q - B o a r d 上 場 銘 柄 が、 次 の 各 号 の い ず れ か に 該 当 す る 場 合 は、 そ の 上 場 を 廃 止 す る も の と す る。

(1) ・ (2) (略)

(3) 上 場 時 価 総 額

上 場 時 価 総 額 が 2 億 円 に 満 た ない 場 合 に お い て、 9 か 月 (事 業 の 現 状、 今 後 の 展 開、 事 業 計 画 の 改 善 そ の 他 本 所 が 必 要 と 認 め る 事 項 を 記 載 し た 書 面 を 3 か 月 以 内 に 本 所 に 提 出 し ない 場 合 に あ っ て は、 3 か 月) 以 内 に 2 億 円 以 上 と な ら ない と き。 た だ し、 市 況 全 般 が 急 激 に 悪 化 し た 場 合 に お い て、 本 所 が こ の 基 準 に よ る こ と が 適 当 で ない と 認 め た と き の 上 場 時 価 総 額 に 係 る 基 準 に つ い て は、 本 所 が そ の 都 度 定 め る と ころ に よ る も の と す る。

(4) 前 条 第 5 号 から 第 1 6 号 ま で (第 9 号 b 中 「 株 券 上 場 審 査 基 準 第 4 条 第 3 項 」 と あ る の は 「 株 券 上 場 審 査 基 準 第 6 条 第 2 項 」 と 読 み 替 え る。) の い ず れ か に 該 当 し た 場 合

(審 査 資 料)

第 3 条 第 2 条 第 2 号 及 び 第 5 号 並 び に 前 条 第 1 号 の 審 査 は、 上 場 会 社 の 毎 決 算 期 現 在 の 資 料 に 基 づ い て 審 査 を 行 う。

2 (略)

(不 適 当 な 合 併 等 の 審 査 に か か る 申 請)

第 3 条 の 2 本 所 は、 第 2 条 第 9 号 (第 2 条 の 2 第 4 号 に お い て 読 み 替 え る 場 合 を 含 む。) に 定 め る 株 券 上 場 審 査 基 準 に 準 じ て 本 所 が 定 め る 基 準 に 適 合 し ない か ど う か の 審 査 に つ い て は、 上 場 会 社 か ら の 申 請 に 基 づ き 行 う も の と す る。 こ の 場 合 に お い て、 当 該 申 請 は、 本 所 が 定 め る と ころ に よ る も の と す る。

(Q - B o a r d 上 場 銘 柄 の 上 場 廃 止 基 準)

第 2 条 の 2 Q - B o a r d 上 場 銘 柄 が、 次 の 各 号 の い ず れ か に 該 当 す る 場 合 は、 そ の 上 場 を 廃 止 す る も の と す る。

(1) ・ (2) (略)

(新 設)

(3) 前 条 第 4 号 から 第 1 5 号 ま で (第 8 号 b 中 「 株 券 上 場 審 査 基 準 第 4 条 第 3 項 」 と あ る の は 「 株 券 上 場 審 査 基 準 第 6 条 第 2 項 」 と 読 み 替 え る。) の い ず れ か に 該 当 し た 場 合

(審 査 資 料)

第 3 条 第 2 条 第 2 号 及 び 第 4 号 の 審 査 は、 上 場 会 社 の 毎 決 算 期 現 在 の 資 料 に 基 づ い て 審 査 を 行 う。

2 (略)

(不 適 当 な 合 併 等 の 審 査 に か か る 申 請)

第 3 条 の 2 本 所 は、 第 2 条 第 8 号 (第 2 条 の 2 第 3 号 に お い て 読 み 替 え る 場 合 を 含 む。) に 定 め る 株 券 上 場 審 査 基 準 に 準 じ て 本 所 が 定 め る 基 準 に 適 合 し ない か ど う か の 審 査 に つ い て は、 上 場 会 社 か ら の 申 請 に 基 づ き 行 う も の と す る。 こ の 場 合 に お い て、 当 該 申 請 は、 本 所 が 定 め る と ころ に よ る も の と す る。

2 前項の申請が行われなかった場合は、第2条第9号に該当したものとみなす。

平成11年3月1日改正付則

1 (略)

2 改正後の第2条第5号の規定は、平成15年1月1日以後の決算期において該当する上場銘柄から適用し、同日前に到来する決算期において該当することとなる上場銘柄については、なお従前の例による。

付 則

1 この改正規定は、平成15年1月1日から施行する。

2 この改正規定施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに上場申請され、かつ、上場日を迎えていない銘柄及び施行日に現に上場している銘柄については、改正後の第2条第4号の規定は、平成15年4月を審査対象とする時価総額の審査から適用するものとする。

3 この改正規定の施行日に現に上場しており、かつ、上場株式数が5,000単位以下の銘柄である場合は、改正後の第2条第4号に該当した場合であっても本所が必要と認める増資計画等を記載した書面を3か月以内に本所に提出した場合に限り、同号の規定については、3年間適用しない。

4 改正後の第2条第5号及び第2条の2第2号の規定は、平成15年10月1日以後開始する連結会計年度又は事業年度において該当する上場銘柄から適用し、同日前に到来する決算期において該当することとなる上場銘柄については、なお従前の例によるものとする。

2 前項の申請が行われなかった場合は、第2条第8号に該当したものとみなす。

平成11年3月1日改正付則

1 (略)

2 改正後の第2条第4号の規定は、平成15年1月1日以後の決算期において該当する上場銘柄から適用し、同日前に到来する決算期において該当することとなる上場銘柄については、なお従前の例による。

債券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(社債券の上場廃止基準)</p> <p>第7条 上場社債券の発行者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該発行者の発行する債券全銘柄の上場を廃止する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 発行する株券が、株券上場廃止基準第2条第6号から第12号まで若しくは第15号並びに第16号(同基準第2条の2第4号の規定の適用を受ける場合を含む。)のいずれかに該当した場合。ただし、上場社債券の発行者が上場会社でなく、かつ、特別の法律により設立された会社である場合には、同基準第2条第6号から第11号までのいずれかに該当した状態となったと本所が認めた場合</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成15年 1月 1日から施行する。</p>	<p>(社債券の上場廃止基準)</p> <p>第7条 上場社債券の発行者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該発行者の発行する債券全銘柄の上場を廃止する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 発行する株券が、株券上場廃止基準第2条第5号から第11号まで若しくは第14号並びに第15号(同基準第2条の2第3号の規定の適用を受ける場合を含む。)のいずれかに該当した場合。ただし、上場社債券の発行者が上場会社でなく、かつ、特別の法律により設立された会社である場合には、同基準第2条第5号から第10号までのいずれかに該当した状態となったと本所が認めた場合</p> <p>2 (略)</p>

監理ポスト及び整理ポストに関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(監理ポスト、整理ポストへの割当て)</p> <p>第 3 条 監理ポスト又は整理ポストへの割当ては、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 普通株 (優先出資証券を含む。以下同じ。) については、次のとおりとする。</p> <p>a 監理ポストへの割当て</p> <p>上場株券が次のいずれかに該当する場合には、当該株券を監理ポストに割り当てる。</p> <p>(a) (略)</p> <p><u>(a)の2 上場会社が株券上場廃止基準第 2 条第 1 号に該当する状態にある旨の発表等を行った場合であって、この規定に該当するかどうかを確認できないとき。</u></p> <p>(b) 株券上場廃止基準の取扱い 1 . (2) a の (a) (同取扱い 2 . (1) において準用する場合を含む。) に定める期間の最終日までに、少数特定者持株数が上場株式数の 80% 以下となったことが確認できない場合又は株主数が株券上場廃止基準第 2 条第 2 号 b 若しくは第 2 条の 2 第 1 号に定める人数に達したことが確認できない場合</p> <p><u>(b)の2 株券上場廃止基準の取扱い 1 . (2) c に規定する株式分布状況表等により算出された少数特定者持株数が上場株式数の 90% を超えている場合であって、同基準第 2 条第 2 号 a の (b) に定める書類が提出されていないとき。</u></p> <p>(c) (略)</p> <p><u>(c)の2 株券上場廃止基準の取扱い 1 . (4) b に定める期間の最終日までに、株券上場廃止基準第 2 条第 4 号 (同基準第 2 条の 2 第 3 号による場合を含む。) に該当しなくなったことが確認できない場合</u></p> <p>(d) 上場会社が株券上場廃止基準第 2 条第 5</p>	<p>(監理ポスト、整理ポストへの割当て)</p> <p>第 3 条 監理ポスト又は整理ポストへの割当ては、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 普通株 (優先出資証券を含む。以下同じ。) については、次のとおりとする。</p> <p>a 監理ポストへの割当て</p> <p>上場株券が次のいずれかに該当する場合には、当該株券を監理ポストに割り当てる。</p> <p>(a) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(b) 株券上場廃止基準の取扱い 1 . (2) a (同取扱い 2 . (1) において準用する場合を含む。) に定める期間の最終日までに、少数特定者持株数が上場株式数の 80% 以下となったことが確認できない場合又は株主数が株券上場廃止基準第 2 条第 2 号 b 若しくは第 2 条の 2 第 1 号に定める人数に達したことが確認できない場合</p> <p>(新設)</p> <p>(c) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(d) 上場会社が株券上場廃止基準第 2 条第 4</p>

号（同基準第2条の2第4号の規定による場合を含む。）に該当する状態にある旨の発表等を行った場合であって、同号に該当するかどうかを確認できないとき。

(e) 上場会社が行った決議又は決定の内容が株券上場廃止基準第2条第7号（同基準第2条の2第4号の規定による場合を含む。）に該当するおそれがあると本所が認める場合

(e)の2（略）

(f) 株券上場廃止基準第2条第8号前段（同基準第2条の2第4号の規定による場合を含む。）に該当するおそれがあると本所が認める場合

(g) 上場会社が株券上場廃止基準の取扱い1.(8)bの(b)に規定する合併に関する取締役会決議を行った場合、又は上場会社が合併以外の事由により解散する場合のうち株主総会の決議により解散する場合（同取扱い1.(7)bの(b)の規定の適用を受ける場合を除く。）において当該解散に関する取締役会決議を行ったとき。

(h) 株券上場廃止基準の取扱い1.(9)fに定める猶予期間の最終日までに、株券上場審査基準に準じて本所が定める基準に適合することが確認できない場合

(i)（略）

(j) 上場会社が株券上場廃止基準第2条第11号a前段若しくは同号b前段（同基準第2条の2第4号の規定による場合を含む。）に該当する場合又はこれらに該当すると認められる相当の事由があると本所が認める場合

(k) 株券上場廃止基準第2条第12号（同基準第2条の2第4号の規定による場合を含む。）に該当するおそれがあると本所が認める場合

号（同基準第2条の2第3号の規定による場合を含む。）に該当する状態にある旨の発表等を行った場合であって、同号に該当するかどうかを確認できないとき。

(e) 上場会社が行った決議又は決定の内容が株券上場廃止基準第2条第6号（同基準第2条の2第3号の規定による場合を含む。）に該当するおそれがあると本所が認める場合

(e)の2（略）

(f) 株券上場廃止基準第2条第7号前段（同基準第2条の2第3号の規定による場合を含む。）に該当するおそれがあると本所が認める場合

(g) 上場会社が株券上場廃止基準の取扱い1.(7)bの(b)に規定する合併に関する取締役会決議を行った場合、又は上場会社が合併以外の事由により解散する場合のうち株主総会の決議により解散する場合（同取扱い1.(6)bの(b)の規定の適用を受ける場合を除く。）において当該解散に関する取締役会決議を行ったとき。

(h) 株券上場廃止基準の取扱い1.(8)fに定める猶予期間の最終日までに、株券上場審査基準に準じて本所が定める基準に適合することが確認できない場合

(i)（略）

(j) 上場会社が株券上場廃止基準第2条第10号a前段若しくは同号b前段（同基準第2条の2第3号の規定による場合を含む。）に該当する場合又はこれらに該当すると認められる相当の事由があると本所が認める場合

(k) 株券上場廃止基準第2条第11号（同基準第2条の2第3号の規定による場合を含む。）に該当するおそれがあると本所が認める場合

- (l) 上場会社が株券上場廃止基準第2条第13号(同基準第2条の2第4号の規定による場合を含む。)に該当する株式の譲渡制限に関する取締役会決議を行った場合
- (m) 上場会社が株券上場廃止基準の取扱い1.(13)bに規定する株式交換又は株式移転に関する取締役会決議を行った場合
- (m)の2 株券上場廃止基準第2条第15号(同基準第2条の2第4号の規定による場合を含む。)に該当するおそれがあると本所が認める場合
- (n) 株券上場廃止基準第2条第16号(同基準第2条の2第4号の規定による場合を含む。)(株券の不正発行の場合を除く。)に該当するおそれがあると本所が認める場合

b 整理ポストへの割当て

上場株券が株券上場廃止基準第2条の各号又は第2条の2の各号のいずれかに該当する場合(同基準第2条各号(同基準第2条の2第4号の規定による場合を含む。))にあつては、第8号のうち株券上場廃止基準の取扱い1.(8)bの(a)に規定する合併による解散の場合、第14号のうち株券上場廃止基準の取扱い1.(13)aに規定する株式交換又は株式移転による完全子会社化の場合及び第16号のうち株券の不正発行の場合を除く。)には、当該株券を整理ポストに割り当てる。

(2) 優先株については、次のとおりとする。

a (略)

b 整理ポストへの割当て

上場優先株が優先株に関する特例第4条第1項各号(株券上場廃止基準の取扱い1.(8)bの(a)に規定する合併による解散の場合、株券上場廃止基準の取扱い1.(13)aに規定する株式交換又は株式移転による完全子会社化の場合及び株券の不正発行の場合を除く。)又は

- (l) 上場会社が株券上場廃止基準第2条第12号(同基準第2条の2第3号の規定による場合を含む。)に該当する株式の譲渡制限に関する取締役会決議を行った場合
- (m) 上場会社が株券上場廃止基準の取扱い1.(12)bに規定する株式交換又は株式移転に関する取締役会決議を行った場合
- (m)の2 株券上場廃止基準第2条第14号(同基準第2条の2第3号の規定による場合を含む。)に該当するおそれがあると本所が認める場合
- (n) 株券上場廃止基準第2条第15号(同基準第2条の2第3号の規定による場合を含む。)(株券の不正発行の場合を除く。)に該当するおそれがあると本所が認める場合

b 整理ポストへの割当て

上場株券が株券上場廃止基準第2条の各号又は第2条の2の各号のいずれかに該当する場合(同基準第2条各号(同基準第2条の2第3号の規定による場合を含む。))にあつては、第7号のうち株券上場廃止基準の取扱い1.(7)bの(a)に規定する合併による解散の場合、第13号のうち株券上場廃止基準の取扱い1.(12)aに規定する株式交換又は株式移転による完全子会社化の場合及び第15号のうち株券の不正発行の場合を除く。)には、当該株券を整理ポストに割り当てる。

(2) 優先株については、次のとおりとする。

a (略)

b 整理ポストへの割当て

上場優先株が優先株に関する特例第4条第1項各号(株券上場廃止基準の取扱い1.(7)bの(a)に規定する合併による解散の場合、株券上場廃止基準の取扱い1.(12)aに規定する株式交換又は株式移転による完全子会社化の場合及び株券の不正発行の場合を除く。)又は

同条第2項第1号、第2号、第4号、第5号若しくは第6号(株券の不正発行の場合を除く。)のいずれかに該当する場合には、当該株券を整理ポストに割り当てる。

(3) 新株予約権証券については、次のとおりとする。

a (略)

b 整理ポストへの割当て

上場新株予約権証券が新株予約権証券に関する有価証券上場規程の特例第4条第1項各号(株券上場廃止基準の取扱い1.(8)bの(a)に規定する合併による解散の場合及び株券の不正発行の場合又は上場銘柄が同特例第3条第3項第7号の規定によりその承継後速やかに上場される見込みのある場合を除く。)又は同条第2項第1号、第4号(上場銘柄が同特例第3条第3項第4号又は第6号の規定によりその承継後速やかに上場される見込みのある場合を除く。)、第5号若しくは第6号に該当する場合は、当該新株予約権証券を整理ポストに割り当てる。

(4) 債券については、次のとおりとする。

a 監理ポストへの割当て

上場債券が次のいずれかに該当する場合には、当該債券を監理ポストに割り当てる。

(a) 上場債券の発行者の発行する普通株が監理ポストに割り当てられることとなった場合又はこれと同等の状態となったと本所が認めた場合。ただし、当該普通株が第1号aの(a)から(d)まで、(1)及び(m)の2の規定により監理ポストへ割り当てられることとなった場合の上場債券については、この限りではない。

(b)~(e) (略)

b 整理ポストへの割当て

上場債券が債券に関する有価証券上場規程の特例第7条第1項各号(株券上場廃止基準の

同条第2項第1号、第2号、第4号、第5号若しくは第6号(株券の不正発行の場合を除く。)のいずれかに該当する場合には、当該株券を整理ポストに割り当てる。

(3) 新株予約権証券については、次のとおりとする。

a (略)

b 整理ポストへの割当て

上場新株予約権証券が新株予約権証券に関する有価証券上場規程の特例第4条第1項各号(株券上場廃止基準の取扱い1.(7)bの(a)に規定する合併による解散の場合及び株券の不正発行の場合又は上場銘柄が同特例第3条第3項第7号の規定によりその承継後速やかに上場される見込みのある場合を除く。)又は同条第2項第1号、第4号(上場銘柄が同特例第3条第3項第4号又は第6号の規定によりその承継後速やかに上場される見込みのある場合を除く。)、第5号若しくは第6号に該当する場合は、当該新株予約権証券を整理ポストに割り当てる。

(4) 債券については、次のとおりとする。

a 監理ポストへの割当て

上場債券が次のいずれかに該当する場合には、当該債券を監理ポストに割り当てる。

(a) 上場債券の発行者の発行する普通株が監理ポストに割り当てられることとなった場合又はこれと同等の状態となったと本所が認めた場合。ただし、当該普通株が第1号aの(a)から(d)まで及び(l)の規定により監理ポストへ割り当てられることとなった場合の上場債券については、この限りではない。

(b)~(e) (略)

b 整理ポストへの割当て

上場債券が債券に関する有価証券上場規程の特例第7条第1項各号(株券上場廃止基準の

取扱い 1 . (8) b の (a) に規定する合併による解散の場合、株券上場廃止基準の取扱い 1 . (13) a に規定する株式交換又は株式移転による完全子会社化の場合及び株券の不正発行の場合を除く。)、同条第 2 項第 1 号、第 2 号 (債券の全額について最終償還期限を繰り上げて償還することにより残存年数が 1 年未満になった場合に限る。)、第 4 号若しくは第 5 号、第 8 条第 1 項又は同条第 2 項本文のうち「未償還額面総額が 3 億円未満又は上場日現在に未償還額面総額の 20% 未満となった場合」若しくは債券の全額について最終償還期限を繰り上げて償還することにより「残存年数が 1 年未満となった場合」若しくは「公益又は投資者保護のため、本所が上場廃止を適当と認めた場合」に該当する場合は、当該債券を整理ポストに割り当てる。

(5) 新株予約権付社債券等については、次のとおりとする。

a (略)

b 整理ポストへの割当て

上場新株予約権付社債券等が新株予約権付社債券等に関する有価証券上場規程の特例第 4 条第 1 項各号 (株券上場廃止基準の取扱い 1 . (8) b の (a) に規定する合併による解散の場合及び株券の不正発行の場合を除く。) 又は同条第 2 項第 1 号、第 2 号 (最終償還期限の到来により新株予約権の行使期間が満了となる場合を除く。)、第 3 号、第 5 号 (上場銘柄が同特例第 3 条第 3 項第 4 号又は第 6 号の規定によりその承継後速やかに上場される見込みのある場合を除く。)、第 6 号、第 7 号若しくは第 8 号に該当する場合は、当該新株予約権付社債券等を整理ポストに割り当てる。

(監理ポスト、整理ポストへの割当期間)

第 4 条 前条に規定する銘柄の監理ポスト又は整理ポストへの割当期間は、次の各号に定めると

取扱い 1 . (7) b の (a) に規定する合併による解散の場合、株券上場廃止基準の取扱い 1 . (12) a に規定する株式交換又は株式移転による完全子会社化の場合及び株券の不正発行の場合を除く。)、同条第 2 項第 1 号、第 2 号 (債券の全額について最終償還期限を繰り上げて償還することにより残存年数が 1 年未満になった場合に限る。)、第 4 号若しくは第 5 号、第 8 条第 1 項又は同条第 2 項本文のうち「未償還額面総額が 3 億円未満又は上場日現在に未償還額面総額の 20% 未満となった場合」若しくは債券の全額について最終償還期限を繰り上げて償還することにより「残存年数が 1 年未満となった場合」若しくは「公益又は投資者保護のため、本所が上場廃止を適当と認めた場合」に該当する場合は、当該債券を整理ポストに割り当てる。

(5) 新株予約権付社債券等については、次のとおりとする。

a (略)

b 整理ポストへの割当て

上場新株予約権付社債券等が新株予約権付社債券等に関する有価証券上場規程の特例第 4 条第 1 項各号 (株券上場廃止基準の取扱い 1 . (7) b の (a) に規定する合併による解散の場合及び株券の不正発行の場合を除く。) 又は同条第 2 項第 1 号、第 2 号 (最終償還期限の到来により新株予約権の行使期間が満了となる場合を除く。)、第 3 号、第 5 号 (上場銘柄が同特例第 3 条第 3 項第 4 号又は第 6 号の規定によりその承継後速やかに上場される見込みのある場合を除く。)、第 6 号、第 7 号若しくは第 8 号に該当する場合は、当該新株予約権付社債券等を整理ポストに割り当てる。

(監理ポスト、整理ポストへの割当期間)

第 4 条 前条に規定する銘柄の監理ポスト又は整理ポストへの割当期間は、次の各号に定めると

ころによる。

(1) 普通株については、次のとおりとする。

a 監理ポストへの割当期間

監理ポストへの割当期間は、次の(a)から(e)までに定める日から本所が株券上場廃止基準に該当するかどうかを認定した日までとする。ただし、前条第1号aの(n)の場合において、次の(e)に定める日から1年を超えることとなるときは、当該日から1年目の日以降の日でその都度本所が定める日までとする。

(a) ~ (b)の2 (略)

(c) 前条第1号aの(c)の2及び(h)の場合

株券上場廃止基準の取扱い1.(9)fに定める猶予期間の最終日の翌日

(d) (略)

(e) 前条第1号aの(a)の2、(b)の2、(c)、(d)、(f)、(j)、(k)、(m)の2及び(n)までの場合

本所が必要と認めた日

b 整理ポストへの割当期間

整理ポストへの割当期間は、株券上場廃止基準の取扱い4.(2)に定める期間(原則として1か月)とする。

(2) ~ (5) (略)

2 (略)

(上場廃止申請銘柄の監理ポスト、整理ポストへの割当て等)

第5条 上場廃止の申請があった銘柄の監理ポスト又は整理ポストへの割当て及び割当期間は、次の各号に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 本所が必要と認める場合は、上場廃止申請が行われ上場廃止が決定した有価証券について、本所が必要と認める期間(原則として1か月)、整理ポストへ割り当てる。

ころによる。

(1) 普通株については、次のとおりとする。

a 監理ポストへの割当期間

監理ポストへの割当期間は、次の(a)から(e)までに定める日から本所が株券上場廃止基準に該当するかどうかを認定した日までとする。ただし、前条第1号aの(n)の場合において、次の(e)に定める日から1年を超えることとなるときは、当該日から1年目の日以降の日でその都度本所が定める日までとする。

(a) ~ (b)の2 (略)

(c) 前条第1号aの(i)の場合

株券上場廃止基準の取扱い1.(8)fに定める猶予期間の最終日の翌日

(d) (略)

(e) 前条第1号aの(c)、(d)、(f)、(j)、(k)、(m)の2及び(n)までの場合
本所が必要と認めた日

b 整理ポストへの割当期間

整理ポストへの割当期間は、株券上場廃止基準の取扱い4.(2)に定める期間(原則として3か月)とする。

(2) ~ (5) (略)

2 (略)

(上場廃止申請銘柄の監理ポスト、整理ポストへの割当て等)

第5条 上場廃止の申請があった銘柄の監理ポスト又は整理ポストへの割当て及び割当期間は、次の各号に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 本所が必要と認める場合は、上場廃止申請が行われ上場廃止が決定した有価証券について、本所が必要と認める期間(原則として3か月)、整理ポストへ割り当てる。

付 則

- 1 この改正規定は、平成15年 1月 1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この改正規定施行の日前日までに現に整理ポストへの割当てをされている銘柄の割当期間については、なお従前の例による。

制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(制度信用銘柄の選定基準)</p> <p>第2条 上場株券(既に制度信用銘柄に選定されているものを除く。)が、次の各号に適合する場合は、これを制度信用銘柄に選定するものとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7)株券上場廃止基準の取扱い1.(9)fに定める猶予期間内にある銘柄並びに同取扱い1.(4)b及び2.(2)bに定める期間内にある銘柄以外の銘柄であるとき。</p> <p>(8)～(9) (略)</p> <p>2 株券上場審査基準の取扱い2.(1)b前段の規定は前項第1号に規定する上場株式数について、株券上場審査基準の取扱い2.(2)aの(b)、(c)、(e)及び同dの規定は前項第2号に規定する少数特定者持株数及び株主数について、株券上場審査基準の取扱い2.(6)d、f前段、g及びhの規定は前項第3号に規定する利益の額について、株券上場審査基準の取扱い2.(5)d及びe並びに株券上場廃止基準の取扱い1.(5)bの規定は前項第4号に規定する株主資本(純資産)の額について、それぞれ準用する(優先出資証券にあっては、株券上場審査基準の取扱い2.(1)b前段並びに同取扱い2.(2)aの(b)及び(c)の規定を除く。)。この場合において、株券上場審査基準の取扱い2.(1)b前段中「上場日において見込まれる上場申請に係る」とあるのは「選定日における」と、株券上場審査基準の取扱い2.(1)b前段、同取扱い2.(2)aの(b)、(c)及び(e)、同d、同取扱い2.(5)d及びe並びに同取扱い2.(6)f前段、g及びhまでの規定中「新規上場申請者」とあるのは「上場会社」と読み替えるものとする。</p>	<p>(制度信用銘柄の選定基準)</p> <p>第2条 上場株券(既に制度信用銘柄に選定されているものを除く。)が、次の各号に適合する場合は、これを制度信用銘柄に選定するものとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7)株券上場廃止基準の取扱い1.(8)fに定める猶予期間内にある銘柄以外の銘柄であるとき。</p> <p>(8)～(9) (略)</p> <p>2 株券上場審査基準の取扱い2.(1)b前段の規定は前項第1号に規定する上場株式数について、株券上場審査基準の取扱い2.(2)aの(b)、(c)、(e)及び同dの規定は前項第2号に規定する少数特定者持株数及び株主数について、株券上場審査基準の取扱い2.(5)d、f前段、g及びhの規定は前項第3号に規定する利益の額について、株券上場審査基準の取扱い2.(4)d及びe並びに株券上場廃止基準の取扱い1.(4)bの規定は前項第4号に規定する株主資本(純資産)の額について、それぞれ準用する(優先出資証券にあっては、株券上場審査基準の取扱い2.(1)b前段並びに同取扱い2.(2)aの(b)及び(c)の規定を除く。)。この場合において、株券上場審査基準の取扱い2.(1)b前段中「上場日において見込まれる上場申請に係る」とあるのは「選定日における」と、株券上場審査基準の取扱い2.(1)b前段、同取扱い2.(2)aの(b)、(c)及び(e)、同d、同取扱い2.(4)d及びe並びに同取扱い2.(5)f前段、g及びhまでの規定中「新規上場申請者」とあるのは「上場会社」と読み替えるものとする。</p>

3 ~ 6 (略)

(貸借銘柄の選定基準)

第3条 制度信用銘柄(既に貸借銘柄に選定されているものを除く。以下同じ。)のうち地場銘柄(九州・山口及び沖縄に本社又は主要事業所を有する銘柄をいう。以下同じ。)が、次の各号に適合する場合は、これを貸借銘柄に選定するものとする。

(1) ~ (8) (略)

(9) 株券上場廃止基準の取扱い1.(9) fに定める猶予期間内にある銘柄並びに同取扱い1.(4) b及び2.(2) bに定める期間内にある銘柄以外の銘柄であるとき。

(10) ~ (12) (略)

2 株券上場審査基準の取扱い2.(1) b前段の規定は前項第2号に規定する上場株式数について、株券上場廃止基準の取扱い1.(3) dの規定は前項第4号に規定する売買高について、株券上場審査基準の取扱い2.(2) aの(b)、(c)、(e)及び(f)、同dの規定は前項第3号に規定する少数特定者持株数及び株主数について、株券上場審査基準の取扱い2.(6) d、f前段、g及びhの規定は前項第5号に規定する利益の額について、株券上場審査基準の取扱い2.(5) dからfまで及び株券上場廃止基準の取扱い1.(5) bの規定は前項第6号に規定する株主資本(純資産)の額について、それぞれ準用する(優先出資証券にあっては、株券上場審査基準の取扱い2.(1) b前段並びに同取扱い2.(2) aの(b)及び(c)の規定を除く。)。この場合において、株券上場審査基準の取扱い2.(1) b前段中「上場日において見込まれる上場申請に係る」とあるのは「選定日における」と、同取扱い2.(2) aの(b)、(c)及び(e)、同d、同取扱い2.(5) d

3 ~ 6 (略)

(貸借銘柄の選定基準)

第3条 制度信用銘柄(既に貸借銘柄に選定されているものを除く。以下同じ。)のうち地場銘柄(九州・山口及び沖縄に本社又は主要事業所を有する銘柄をいう。以下同じ。)が、次の各号に適合する場合は、これを貸借銘柄に選定するものとする。

(1) ~ (8) (略)

(9) 株券上場廃止基準の取扱い1.(8) fに定める猶予期間内にある銘柄以外の銘柄であるとき。

(10) ~ (12) (略)

2 株券上場審査基準の取扱い2.(1) b前段の規定は前項第2号に規定する上場株式数について、株券上場廃止基準の取扱い1.(3) dの規定は前項第4号に規定する売買高について、株券上場審査基準の取扱い2.(2) aの(b)、(c)、(e)及び(f)、同dの規定は前項第3号に規定する少数特定者持株数及び株主数について、株券上場審査基準の取扱い2.(5) d、f前段、g及びhの規定は前項第5号に規定する利益の額について、株券上場審査基準の取扱い2.(4) dからfまで及び株券上場廃止基準の取扱い1.(4) bの規定は前項第6号に規定する株主資本(純資産)の額について、それぞれ準用する(優先出資証券にあっては、株券上場審査基準の取扱い2.(1) b前段並びに同取扱い2.(2) aの(b)及び(c)の規定を除く。)。この場合において、株券上場審査基準の取扱い2.(1) b前段中「上場日において見込まれる上場申請に係る」とあるのは「選定日における」と、同取扱い2.(2) aの(b)、(c)及び(e)、同d、同取扱い2.(4) d

から f まで並びに同取扱い 2 . (6) f 前段、 g 及び h までの規定中「新規上場申請者」とあるのは「上場会社」と、株券上場廃止基準の取扱い 1 . (3) d 中「 b に規定する日からさかのぼって 1 年以内」とあるのは「審査対象決算期を含む月の翌々の末日からさかのぼって原則として 6 か月以内」と読み替えるものとする。

3 ~ 8 (略)

平成 1 3 年 7 月 1 6 日改正付則

1 (略)

2 改正後の第 2 条第 2 項及び第 3 条第 2 項の規定の適用については、平成 3 2 年 6 月末日までの間においては、これらの規定中「株券上場審査基準の取扱い 2 . (6) d、 f 前段、 g 及び h の規定」とあるのは「株券上場審査基準の取扱い 2 . (6) d、 f 前段、 g 及び h 並びに退職給付会計基準の適用等に関する有価証券上場規程に関する取扱い要領の特例 1 . (2) (利益の額に係る部分に限る。) 及び 2 . の規定」とする。

付 則

この改正規定は、平成 1 5 年 1 月 1 日から施行する。

から f まで並びに同取扱い 2 . (5) f 前段、 g 及び h までの規定中「新規上場申請者」とあるのは「上場会社」と、株券上場廃止基準の取扱い 1 . (3) d 中「 b に規定する日からさかのぼって 1 年以内」とあるのは「審査対象決算期を含む月の翌々の末日からさかのぼって原則として 6 か月以内」と読み替えるものとする。

3 ~ 8 (略)

平成 1 3 年 7 月 1 6 日改正付則

1 (略)

2 改正後の第 2 条第 2 項及び第 3 条第 2 項の規定の適用については、平成 3 2 年 6 月末日までの間においては、これらの規定中「株券上場審査基準の取扱い 2 . (5) d、 f 前段、 g 及び h の規定」とあるのは「株券上場審査基準の取扱い 2 . (5) d、 f 前段、 g 及び h 並びに退職給付会計基準の適用等に関する有価証券上場規程に関する取扱い要領の特例 1 . (2) (利益の額に係る部分に限る。) 及び 2 . の規定」とする。

有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>2 . 第3条（新規上場申請手続き）第2項関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第5号に規定する「上場申請のための有価証券報告書」は、 の部及び の部から成るものとし、次のaからeまでに定めるところによるものとする。ただし、新規上場申請者がQ - B o a r dへの上場を申請する者である場合は、「上場申請のための有価証券報告書」は の部とし、新規上場申請者（Q - B o a r dへの上場を申請する者を除く。）が上場会社の人的分割によりその営業を承継する会社であって、当該分割前に上場申請を行う場合（正当な理由により の部を作成することができない場合に限る。）には、「上場申請のための有価証券報告書」は の部及び本所が上場審査のため適当と認める書類からなるものとする。</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 新規上場申請者が、国内の他の証券取引所に上場されている有価証券の発行者以外である場合には、「上場申請のための有価証券報告書（ の部）」に、a又は前bの規定により「第2号様式」の「第二部」、「第2号の2様式」の「第二部」、「第2号の4様式」の「第二部」、に準じて掲げたものの前に「事業の概況等に関する特別記載事項」の項を設けて、企業の概況、事業の状況、設備の状況等当該「上場申請のための有価証券報告書（ の部）」の他の箇所に記載した事項に関するもののうち、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号。）」</p>	<p>2 . 第3条（新規上場申請手続き）第2項関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第5号に規定する「上場申請のための有価証券報告書」は、 の部及び の部から成るものとし、次のaからeまでに定めるところによるものとする。ただし、新規上場申請者がQ - B o a r dへの上場を申請する者である場合は、「上場申請のための有価証券報告書」は の部とし、新規上場申請者（Q - B o a r dへの上場を申請する者を除く。）が上場会社の人的分割によりその営業を承継する会社であって、当該分割前に上場申請を行う場合（正当な理由により の部を作成することができない場合に限る。）には、「上場申請のための有価証券報告書」は の部及び本所が上場審査のため適当と認める書類からなるものとする。</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 新規上場申請者が、国内の他の証券取引所に上場されている有価証券の発行者以外である場合には、「上場申請のための有価証券報告書（ の部）」に、a又は前bの規定により「第2号様式」の「第二部」、「第2号の2様式」の「第二部」、「第2号の4様式」の「第二部」、に準じて掲げたものの前に「事業の概況等に関する特別記載事項」の項を設けて、企業の概況、事業の状況、設備の状況等当該「上場申請のための有価証券報告書（ の部）」の他の箇所に記載した事項に関するもののうち、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第2</p>

以下「連結財務諸表規則」をいう。)第2条第13号及び財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)第8条第17項に規定するキャッシュ・フローをいう。)の状況の異常な変動、特定の取引先・製品・技術等への依存、特有の法的規制・取引慣行・経営方針、重要な訴訟事件等の発生、役員・大株主・関係会社等に関する重要事項等、投資のリスクに関する投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項を一括して記載するものとし、新規上場申請者が国内の他の証券取引所に上場されている有価証券の発行者である場合においても、当該新規上場申請者の事業の実績、内容、規模等に照らして当該事項に特に重要性があると判断されるときは、同様に記載するものとする。

e (略)

d (略)

dの2 新規上場申請者が、最近2年間又は上場申請日の属する事業年度の初日以降において合併を行っている場合(当該合併が実体を有しない会社を存続会社とする合併であると認められたものに限る。)又は持株会社(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第9条第5項第1号に規定する持株会社のうち国内の会社その他これに準ずるものとして本所が適当と認める国内の会社をいう。以下同じ。)として設立されている場合には、「上場申請のための有価証券報告書(の部)」のうち当該合併又は設立以前の期間に係る記載内容については当該合併によるすべての解散会社(当該合併の直前事業年度の末日において他の解散会社の

8号)第2条第13号及び財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)第8条第17項に規定するキャッシュ・フローをいう。)の状況の異常な変動、特定の取引先・製品・技術等への依存、特有の法的規制・取引慣行・経営方針、重要な訴訟事件等の発生、役員・大株主・関係会社等に関する重要事項等、投資のリスクに関する投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項を一括して記載するものとし、新規上場申請者が国内の他の証券取引所に上場されている有価証券の発行者である場合においても、当該新規上場申請者の事業の実績、内容、規模等に照らして当該事項に特に重要性があると判断されるときは、同様に記載するものとする。

cの2 (略)

d (略)

dの2 新規上場申請者が、最近2年間又は上場申請日の属する事業年度の初日以後において合併を行っている場合(当該合併が実体を有しない会社を存続会社とする合併であると認められるものに限る。)又は持株会社(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第9条第3項に規定する持株会社のうち国内の会社その他これに準ずるものとして本所が適当と認める国内の会社をいう。以下同じ。)として設立されている場合には、「上場申請のための有価証券報告書(の部)」のうち当該合併又は設立以前の期間に係る記載内容については当該合併によるすべての解散会社(当該合併の直前事業年度の末日において他の解散会社の連結子会

連結子会社である会社を除く。)又は当該設立時のすべての子会社(当該設立の直前事業年度の末日において他の子会社の連結子会社である会社を除く。)についても記載するものとする。

f (略)

(3) 第7号に規定する「会員に準ずるものとして本所が適当と認める非会員証券会社」とは、次のa又はbに定める証券会社をいうものとする。

a (略)

b 会員の親会社及び子会社(財務諸表等規則第8条第3項に規定する親会社及び子会社をいう。)である証券会社

(4) 第9号に規定する「本所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。ただし、Q-Boardへの新規上場申請者は、a、d、dの2、eからgまで、j及びnの2に規定する書類については、添付を要しない。

a~d (略)

dの2 新規上場申請者が継続開示会社(開示府令第1条第28号に規定する継続開示会社をいう。以下この取扱いにおいて同じ。)の分割等によりその営業を継承する会社(当該継続開示会社から承継する営業が新規上場申請者の営業の主体となる場合に限る。)であって、最近2年間にその承継前の期間が含まれる場合は、当該期間における当該継続開示会社から継承する営業に係る財務計算に関する書類 2部

この場合において、当該財務計算に関する書類は、本所が定める「部門財務情報の作成基準」その他の合理的と認められる基準

社である会社を除く。)又は当該設立時のすべての子会社(当該設立の直前事業年度の末日において他の子会社の連結子会社である会社を除く。)についても記載するものとする。

e (略)

(3) 第7号に規定する「会員に準ずるものとして本所が適当と認める非会員証券会社」とは、次のa又はbに定める証券会社をいうものとする。

a (略)

b 会員の親会社及び子会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号。))第8条第3項に規定する親会社及び子会社をいう。)である証券会社

(4) 第9号に規定する「本所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。ただし、Q-Boardへの新規上場申請者は、a、d、dの2、eからgまで、j及びnの2に規定する書類については、添付を要しない。

a~d (略)

dの2 新規上場申請者が継続開示会社(開示府令第1条第28号に規定する継続開示会社をいう。以下この取扱いにおいて同じ。)の分割等によりその営業を継承する会社(当該継続開示会社から承継する営業が新規上場申請者の営業の主体となる場合に限る。)であって、最近2年間にその承継前の期間が含まれる場合は、当該期間における当該継続開示会社から継承する営業に係る財務計算に関する書類 2部

この場合において、当該財務計算に関する書類は、本所が定める「部門財務情報の作成基準」に従って作成するものとする。

に従って作成するものとする。

e ~ l (略)

m 株券上場審査基準第4条第1項第8号に規定する株式事務代行機関の設置を証する書面の写し

n 株券上場審査基準第4条第1項第9号後段の規定を証する書面の写し

nの2 ~ o (略)

(5) (略)

18. 第12条の5(申請によらない上場市場の変更)関係

(1)・(2) (略)

(3) 株券上場廃止基準の取扱い1. (9)

aの規定は、(1)及び前(2)の本所が定める行為について準用する。この場合において、(1)の本所が定める行為については、同取扱い1. (9) a中「非上場会社」とあるのは「Q - B o a r dの上場会社」と、前(2)の本所が定める行為については、同取扱い1. (9) a中「非上場会社」とあるのは「上場会社(Q - B o a r dの上場会社を除く。)」と読み替えるものとする。

付 則

この改正規定は、平成15年 1月 1日から施行し、同日以後に上場申請を行う新規上場申請会社から適用する。

e ~ l (略)

m 株券上場審査基準第4条第1項第7号に規定する株式事務代行機関の設置を証する書面の写し

n 株券上場審査基準第4条第1項第8号後段の規定を証する書面の写し

nの2 ~ o (略)

(5) (略)

18. 第12条の5(申請によらない上場市場の変更)関係

(1)・(2) (略)

(3) 株券上場廃止基準の取扱い1. (8)

aの規定は、(1)及び前(2)の本所が定める行為について準用する。この場合において、(1)の本所が定める行為については、同取扱い1. (8) a中「非上場会社」とあるのは「Q - B o a r dの上場会社」と、前(2)の本所が定める行為については、同取扱い1. (8) a中「非上場会社」とあるのは「上場会社(Q - B o a r dの上場会社を除く。)」と読み替えるものとする。

株券上場審査基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1. 第2条(上場審査)関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第1項各号に掲げる事項の審査は、新規上場申請書類(有価証券上場規程第3条各項の規定に基づき新規上場申請者が提出する書類をいう。以下同じ。)及び質問等に基づき、それぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。</p> <p>a 第1号関係</p> <p>(a) 新規上場申請者の企業グループの損益及び収支の見通しが良好なものであること。この場合において、当該企業グループの経営活動(営業活動及び事業活動並びに投資活動及び財務活動をいう。以下この(2)において同じ。)が健全に継続される状況にあると認められるときであって、次のイ又はハまでのいずれかに該当するときは、当該損益及び収支の見通しが良好なものとして取り扱うものとする。</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p><u>ハ 新規上場申請者の企業グループの最近における損益又は収支が良好でない場合において、当該企業グループ、近い将来に相応の利益を計上することが見込まれ、かつ、当該企業グループの今後における損益又は収支の回復又は改善が認められること。</u></p> <p>(b)~(e) (略)</p> <p>b~d (略)</p> <p>(3) (略)</p>	<p>1. 第2条(上場審査)関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第1項各号に掲げる事項の審査は、新規上場申請書類(有価証券上場規程第3条各項の規定に基づき新規上場申請者が提出する書類をいう。以下同じ。)及び質問等に基づき、それぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。</p> <p>a 第1号関係</p> <p>(a) 新規上場申請者の企業グループの損益及び収支の見通しが良好なものであること。この場合において、当該企業グループの経営活動(営業活動及び事業活動並びに投資活動及び財務活動をいう。以下この(2)において同じ。)が健全に継続される状況にあると認められるときであって、次のイ又はロに該当するときは、当該損益及び収支の見通しが良好なものとして取り扱うものとする</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(b)~(e) (略)</p> <p>b~d (略)</p> <p>(3) (略)</p>

2. 第4条(上場審査基準)第1項関係

(1)・(2) (略)

(3) 上場時価総額

第3号の規定する「上場時価総額」とは、次のa又はbに掲げる新規上場申請者の区分に従い、当該a又はbに定める額をいうものとする。

a 国内の証券取引所に上場又は日本証券業協会に登録されている株券の発行者である新規上場申請者

(a) 当該新規上場申請者が上場申請に係る公募又は売出しを行う場合

当該公募又は売出しの見込み価格と本所が当該新規上場申請者の上場申請に係る株券の上場を承認する日の前々日からさかのぼって1か月間における当該株券の最低価格(当該株券が上場されている国内の証券取引所の売買立会における日々の最終価格又は登録されている日本証券業協会が公表した日々の最終価格(午後3時現在における直近の売買成立価格をいう。)のうち最低の価格をいう。次の(b)において同じ。)のいずれか低い価格に上場時において見込まれる上場株式数を乗じて得た額

(b) 前(a)以外の場合

本所が当該新規上場申請者の上場申請に係る株券の上場を承認する日の前々日からさかのぼって1か月間における当該株券の最低価格に上場時において見込まれる上場株式数を乗じて得た額

b 前aに規定する新規上場申請者以外の新規上場申請者

上場申請に係る公募又は売出しの見込み価格(上場申請に係る公募又は売出しを行う場合以外の場合には、本所が合理的と認

2. 第4条(上場審査基準)第1項関係

(1)・(2) (略)

(新設)

める算定式により計算された当該新規上場申請者の上場申請に係る株券の評価額)に上場時において見込まれる上場株式数を乗じて得た額

(4) 設立後経過年数

- a 第4号に規定する「継続的に営業活動又は事業活動をしている」とは、新規上場申請者の上場申請日における主要な営業又は事業に関する活動が、3か年以上継続的に行われている状態をいうものとする。この場合において、新規上場申請者が前(2)eの規定の適用を受けるときには、分割時における主要な営業に関する活動について審査対象とするものとする。
- b 第4号において、新規上場申請者が過去に合併を行っている場合若しくは持株会社として設立されている場合又は上場の時までに相互会社から株式会社への組織変更を行う場合の設立後の経過年数は、合併主体会社又は当該持株会社の被支配会社(主体会社)又は当該相互会社の設立時から算出することができるものとする。
- c 第4号において、新規上場申請者が継続開示会社(開示府令第1条第28号に規定する継続開示会社をいう。以下この取扱いにおいて同じ。)の分割等によりその営業を承継する会社(新規上場申請者の主要な営業が当該継続開示会社から承継されるものである場合に限る。)である場合には、継続開示会社における当該営業の活動期間(継続開示会社となる前の期間を除く。)を加算して設立後の経過年数を算出することができるものとする。

(5) 株主資本(純資産)の額

- a 第5号に規定する「株主資本(純資産)の額」とは、連結貸借対照表に基づいて算

(3) 設立後経過年数

- a 第3号に規定する「継続的に営業活動又は事業活動をしている」とは、新規上場申請者の上場申請日における主要な営業又は事業に関する活動が、3か年以上継続的に行われている状態をいうものとする。この場合において、新規上場申請者が前(2)eの規定の適用を受けるときには、分割時における主要な営業に関する活動について審査対象とするものとする。
- b 第3号において、新規上場申請者が過去に合併を行っている場合若しくは持株会社として設立されている場合又は上場の時までに相互会社から株式会社への組織変更を行う場合の設立後の経過年数は、合併主体会社又は当該持株会社の被支配会社(主体会社)又は当該相互会社の設立時から算出することができるものとする。
- c 第3号において、新規上場申請者が継続開示会社(開示府令第1条第28号に規定する継続開示会社をいう。以下この取扱いにおいて同じ。)の分割等によりその営業を承継する会社(新規上場申請者の主要な営業が当該継続開示会社から承継されるものである場合に限る。)である場合には、継続開示会社における当該営業の活動期間(継続開示会社となる前の期間を除く。)を加算して設立後の経過年数を算出することができるものとする。

(4) 株主資本(純資産)の額

- a 第4号に規定する「株主資本(純資産)の額」とは、連結貸借対照表に基づいて算

定される株主資本の額（連結財務諸表規則の規定により作成された連結貸借対照表の資本の部の合計額に、同規則第45条の2第1項に規定する準備金等を加えて得た額をいう。以下同じ。）をいうものとする。

b （略）

c a及び前bの規定にかかわらず、新規上場申請者が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合の第5号に規定する「株主資本（純資産）の額」とは、貸借対照表に基づいて算定される株主資本（純資産）の額をいうものとする。

d 第5号において、新規上場申請者が上場申請日の属する事業年度の初日以後持株会社として設立された会社である場合には、その子会社（持株会社設立時の子会社に限る。）の連結貸借対照表（当該子会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、貸借対照表）に基づいて算定される株主資本の額に相当する額（当該子会社が複数ある場合は、当該複数の子会社の当該連結貸借対照表若しくは貸借対照表を連結又は結合した貸借対照表に基づいて算定される株主資本の額に相当する額）について審査対象とするものとする。

e 第5号において、新規上場申請者が、継続開示会社の分割等によりその営業を承継する会社（当該継続開示会社から承継する営業が新規上場申請者の営業の主体となる場合に限る。）であって、上場申請日の直前事業年度の末日においてその営業を承継していない場合には、有価証券上場規程に

定される株主資本の額（「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省例題28号。以下「連結財務諸表規則」という。）の規定により作成された連結貸借対照表の資本の部の合計額に、同規則第45条の2第1項に規定する準備金等を加えて得た額をいう。以下同じ。）をいうものとする。

b （略）

c a及び前bの規定にかかわらず、新規上場申請者が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合の第4号に規定する「株主資本（純資産）の額」とは、貸借対照表に基づいて算定される株主資本（純資産）の額をいうものとする。

d 第4号において、新規上場申請者が上場申請日の属する事業年度の初日以後持株会社として設立された会社である場合には、その子会社（持株会社設立時の子会社に限る。）の連結貸借対照表（当該子会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、貸借対照表）に基づいて算定される株主資本の額に相当する額（当該子会社が複数ある場合は、当該複数の子会社の当該連結貸借対照表若しくは貸借対照表を連結又は結合した貸借対照表に基づいて算定される株主資本の額に相当する額）について審査対象とするものとする。

e 第4号において、新規上場申請者が、継続開示会社の分割等によりその営業を承継する会社（当該継続開示会社から承継する営業が新規上場申請者の営業の主体となる場合に限る。）であって、上場申請日の直前事業年度の末日においてその営業を承継していない場合には、有価証券上場規程に

関する取扱い要領 2 . (4) d の 2 の規定により提出される書類に記載される当該継続開示会社から承継する営業に係る株主資本 (純資産) の額に相当する額について審査対象とするものとする。

- f 第 5 号において、新規上場申請者が上場申請日の属する事業年度の初日以後相互会社から株式会社への組織変更を行う場合には、当該相互会社の連結貸借対照表 (当該相互会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、貸借対照表) に基づいて算定される株主資本の額に相当する額について審査対象とするものとする。この場合における株主資本の額に相当する額の算定においては、当該相互会社の基金の額を控除するとともに、当該相互会社の剰余金処分に関する書面に剰余金処分類として掲記される社員配当準備金を費用とみなすものとする。

(6) 利益の額

- a 第 6 号に規定する「最近」の起算は、上場申請日の直前事業年度の末日からさかのぼるものとする。(以下、「最近」の起算については、この取扱いにおいて同じ。)
- b 第 6 号に規定する「利益の額」とは、連結損益計算書に基づいて算定される利益の額 (連結財務諸表規則第 6 1 条により記載される「経常利益金額」又は「経常損失金額」と同規則第 6 4 条により記載される「税金等調整前当期純利益金額」又は「税金等調整前当期純損失金額」 (同規則第 6 7 条により掲記される特別法上の準備金等の繰入額又は取崩額及び債務免除益の金額を除外した額) とのいずれか低い額に同規則第 6 5 条第 1 項第 3 号により記載される金額を加減した金額をいう。以下同じ。) をい

関する取扱い要領 2 . (4) d の 2 の規定により提出される書類に記載される当該継続開示会社から承継する営業に係る株主資本 (純資産) の額に相当する額について審査対象とするものとする。

- f 第 4 号において、新規上場申請者が上場申請日の属する事業年度の初日以後相互会社から株式会社への組織変更を行う場合には、当該相互会社の連結貸借対照表 (当該相互会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、貸借対照表) に基づいて算定される株主資本の額に相当する額について審査対象とするものとする。この場合における株主資本の額に相当する額の算定においては、当該相互会社の基金の額を控除するとともに、当該相互会社の剰余金処分に関する書面に剰余金処分類として掲記される社員配当準備金を費用とみなすものとする。

(5) 利益の額

- a 第 5 号に規定する「最近」の起算は、上場申請日の直前事業年度の末日からさかのぼるものとする。(以下、「最近」の起算については、この取扱いにおいて同じ。)
- b 第 5 号に規定する「利益の額」とは、連結損益計算書に基づいて算定される利益の額 (連結財務諸表規則第 6 1 条により記載される「経常利益金額」又は「経常損失金額」と同規則第 6 4 条により記載される「税金等調整前当期純利益金額」又は「税金等調整前当期純損失金額」 (同規則第 6 7 条により掲記される特別法上の準備金等の繰入額又は取崩額及び債務免除益の金額を除外した額) とのいずれか低い額に同規則第 6 5 条第 1 項第 3 号により記載される金額を加減した金額をいう。以下同じ。) をい

うものとする。

- c 前bの規定にかかわらず、審査対象期間において新規上場申請者が連結財務諸表を作成すべき会社でない期間がある場合は、当該期間に係る第6号に規定する「利益の額」とは、損益計算書に基づいて算定される利益の額（財務諸表等規則第95条により表示される「経常利益金額」又は「経常損失金額」と同規則第95条の4により表示される「税引前当期純利益金額」又は「税引前当期純損失金額」（同規則第98条の2により掲記される特別法上の準備金等の繰入額又は取崩額及び債務免除益の金額を除外した額）のいずれか低い額をいう。以下同じ。）をいうものとする。
- d 第6号において、利益の額が、公認会計士又は監査法人の監査意見により影響を受ける場合には、正当な理由に基づく企業会計の基準の変更によるものと認められている場合を除き、当該監査意見に基づいて修正したのちの利益の額を審査対象とする。
- e 第6号において、審査対象期間に決算期の変更を行っているため、1年間の利益の額が単純な加算のみによって算定できない場合には、利益の額を月割按分することにより1年間の利益の額を算定するものとする。
- f 第6号において、新規上場申請者又はその子会社が、審査対象期間又は上場申請日の属する事業年度の初日以後において合併（新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の合併を除く。）を行っている場合は、合併前については、合併主体会社の連結損益計算書に基づいて算定される利益の額（合併主体会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない期間がある場合

うものとする。

- c 前bの規定にかかわらず、審査対象期間において新規上場申請者が連結財務諸表を作成すべき会社でない期間がある場合は、当該期間に係る第5号に規定する「利益の額」とは、損益計算書に基づいて算定される利益の額（財務諸表等規則第95条により表示される「経常利益金額」又は「経常損失金額」と同規則第95条の4により表示される「税引前当期純利益金額」又は「税引前当期純損失金額」（同規則第98条の2により掲記される特別法上の準備金等の繰入額又は取崩額及び債務免除益の金額を除外した額）のいずれか低い額をいう。以下同じ。）をいうものとする。
- d 第5号において、利益の額が、公認会計士又は監査法人の監査意見により影響を受ける場合には、正当な理由に基づく企業会計の基準の変更によるものと認められている場合を除き、当該監査意見に基づいて修正したのちの利益の額を審査対象とする。
- e 第5号において、審査対象期間に決算期の変更を行っているため、1年間の利益の額が単純な加算のみによって算定できない場合には、利益の額を月割按分することにより1年間の利益の額を算定するものとする。
- f 第5号において、新規上場申請者又はその子会社が、審査対象期間又は上場申請日の属する事業年度の初日以後において合併（新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の合併を除く。）を行っている場合は、合併前については、合併主体会社の連結損益計算書に基づいて算定される利益の額（合併主体会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない期間がある場合

は、当該期間については、合併主体会社の損益計算書に基づいて算定される利益の額)について審査対象とするものとする。

g 第6号において、新規上場申請者(新規上場申請者がfの規定の適用を受ける場合にあっては、合併主体会社)が、継続開示会社の分割等によりその営業を承継する会社(当該継続開示会社から承継する営業が新規上場申請者の営業の主体となる場合に限る。)であって、審査対象期間にその営業の承継前の期間が含まれる場合には、その承継前の期間については、有価証券上場規程に関する取扱い要領2.(4)dの2の規定により提出される書類に記載される当該継続開示会社から承継する営業に係る利益の額に相当する額について審査対象とするものとする。

h 第6号において、新規上場申請者(新規上場申請者がfの規定の適用を受ける場合にあっては、合併主体会社)が、相互会社から株式会社への組織変更を行う場合であって、審査対象期間に当該組織変更前の期間が含まれるときは、その組織変更前の期間については、当該相互会社の連結会計年度の連結損益計算書(当該相互会社が当該期間において連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、損益計算書)に基づき算定される利益の額に相当する額について審査対象とするものとする。この場合における利益の額に相当する額の算定においては、当該相互会社の剰余金処分に関する書面に剰余金処分量として掲記される社員配当準備金を費用とみなすものとする。

(7) 財務諸表等及び中間財務諸表等

a 第7号 aに規定する「虚偽記載」とは、

は、当該期間については、合併主体会社の損益計算書に基づいて算定される利益の額)について審査対象とするものとする。

g 第5号において、新規上場申請者(新規上場申請者がfの規定の適用を受ける場合にあっては、合併主体会社)が、継続開示会社の分割等によりその営業を承継する会社(当該継続開示会社から承継する営業が新規上場申請者の営業の主体となる場合に限る。)であって、審査対象期間にその営業の承継前の期間が含まれる場合には、その承継前の期間については、有価証券上場規程に関する取扱い要領2.(4)dの2の規定により提出される書類に記載される当該継続開示会社から承継する営業に係る利益の額に相当する額について審査対象とするものとする。

h 第5号において、新規上場申請者(新規上場申請者がfの規定の適用を受ける場合にあっては、合併主体会社)が、相互会社から株式会社への組織変更を行う場合であって、審査対象期間に当該組織変更前の期間が含まれるときは、その組織変更前の期間については、当該相互会社の連結会計年度の連結損益計算書(当該相互会社が当該期間において連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、損益計算書)に基づき算定される利益の額に相当する額について審査対象とするものとする。この場合における利益の額に相当する額の算定においては、当該相互会社の剰余金処分に関する書面に剰余金処分量として掲記される社員配当準備金を費用とみなすものとする。

(6) 財務諸表等及び中間財務諸表等

a 第6号 aに規定する「虚偽記載」とは、

有価証券届出書、発行登録書又は発行登録追補書類若しくはこれらの書類の添付書類若しくはこれらの書類に係る参照書類、有価証券報告書若しくはその添付書類又は半期報告書について、内閣総理大臣等から訂正命令（原則として、法第10条（法第24条の2及び第24条の5において準用する場合を含む。）又は第23条の10に係る訂正命令）を受けた場合又は内閣総理大臣等又は証券取引等監視委員会により法第197条若しくは第207条に係る告発が行われた場合、又はこれらの訂正届出書、訂正発行登録書又は訂正報告書を提出した場合であって、その訂正した内容が訂正命令を受ける場合と同等とみなされるものである場合をいうものとする。

b （略）

c 第7号bに規定する「本所が適当と認める場合」には、監査報告書（最近1年間に終了する事業年度及び連結会計年度の財務諸表等に添付されるものを除く。）において、公認会計士等の意見を差し控える旨が記載されている場合であって、当該記載の理由が天災地変等、新規上場申請者の責めに帰すべからざる事由によるものであるときを含むものとする。

d 第7号cに規定する「本所が適当と認める場合」とは、財務諸表等の項目が当該財務諸表等に係る事業年度又は連結会計年度の直前事業年度又は直前連結会計年度と同一の基準により処理されていない場合であって、その基準の変更が、法令等の改正に伴うものであるとき又は新規上場申請者の内部若しくは外部の環境の変化に伴うものであると認められるときをいうものとする。

有価証券届出書、発行登録書又は発行登録追補書類若しくはこれらの書類の添付書類若しくはこれらの書類に係る参照書類、有価証券報告書若しくはその添付書類又は半期報告書について、内閣総理大臣等から訂正命令（原則として、法第10条（法第24条の2及び第24条の5において準用する場合を含む。）又は第23条の10に係る訂正命令）を受けた場合又は内閣総理大臣等又は証券取引等監視委員会により法第197条若しくは第207条に係る告発が行われた場合、又はこれらの訂正届出書、訂正発行登録書又は訂正報告書を提出した場合であって、その訂正した内容が訂正命令を受ける場合と同等とみなされるものである場合をいうものとする。

b （略）

c 第6号bに規定する「本所が適当と認める場合」には、監査報告書（最近1年間に終了する事業年度及び連結会計年度の財務諸表等に添付されるものを除く。）において、公認会計士等の意見を差し控える旨が記載されている場合であって、当該記載の理由が天災地変等、新規上場申請者の責めに帰すべからざる事由によるものであるときを含むものとする。

d 第6号cに規定する「本所が適当と認める場合」とは、財務諸表等の項目が当該財務諸表等に係る事業年度又は連結会計年度の直前事業年度又は直前連結会計年度と同一の基準により処理されていない場合であって、その基準の変更が、法令等の改正に伴うものであるとき又は新規上場申請者の内部若しくは外部の環境の変化に伴うものであると認められるときをいうものとする。

e 第7号において、新規上場申請者が持株会社として設立された株式会社であって、株式会社として設立された後、上場申請日の直前事業年度の末日までに2か年以上を経過していない場合には、審査対象期間のうちその設立前の期間については、当該期間に係る子会社（持株会社設立時の子会社に限る。）の各連結会計年度の連結財務諸表（当該子会社が当該期間において連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、財務諸表とし、当該子会社が複数ある場合は、当該複数の子会社の連結損益計算書若しくは損益計算書を連結又は結合した損益計算書とする。）について審査対象とするものとする。

f 第7号において、新規上場申請者が、継続開示会社の分割等によりその営業を承継する会社（当該継続開示会社から承継する営業が新規上場申請者の営業の主体となる場合に限る。）であって、審査対象期間にその営業の承継前の期間が含まれる場合には、その承継前の期間については、当該期間に係る当該継続開示会社の財務諸表等についても審査対象とするものとする。

g （略）

(8) 株式事務代行機関の設置

a 第8号に規定する「株式事務代行機関」とは、商法第206条第2項に規定する名義書換代理人（優先出資証券に係る事務にあつては、優先出資法に規定する名義書換代理人）であって、名義書換事務のほかに、株券発行事務又は優先出資証券発行事務など株式事務全般を代行する、発行者とは別法人の機関をいうものとする。

b 第8号に規定する株式事務代行機関として本所が承認するものは、次のとおりであ

e 第6号において、新規上場申請者が持株会社として設立された株式会社であって、株式会社として設立された後、上場申請日の直前事業年度の末日までに2か年以上を経過していない場合には、審査対象期間のうちその設立前の期間については、当該期間に係る子会社（持株会社設立時の子会社に限る。）の各連結会計年度の連結財務諸表（当該子会社が当該期間において連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、財務諸表とし、当該子会社が複数ある場合は、当該複数の子会社の連結損益計算書若しくは損益計算書を連結又は結合した損益計算書とする。）について審査対象とするものとする。

f 第6号において、新規上場申請者が、継続開示会社の分割等によりその営業を承継する会社（当該継続開示会社から承継する営業が新規上場申請者の営業の主体となる場合に限る。）であって、審査対象期間にその営業の承継前の期間が含まれる場合には、その承継前の期間については、当該期間に係る当該継続開示会社の財務諸表等についても審査対象とするものとする。

g （略）

(7) 株式事務代行機関の設置

a 第7号に規定する「株式事務代行機関」とは、商法第206条第2項に規定する名義書換代理人（優先出資証券に係る事務にあつては、優先出資法に規定する名義書換代理人）であって、名義書換事務のほかに、株券発行事務又は優先出資証券発行事務など株式事務全般を代行する、発行者とは別法人の機関をいうものとする。

b 第7号に規定する株式事務代行機関として本所が承認するものは、次のとおりであ

る。

(a) ・ (b) (略)

c 第8号において、株式事務代行機関から、株式事務の代行を受託する旨内諾を得ている新規上場申請者及び同号ただし書きに該当する会社は、株式事務を株式事務代行機関に委託するまでの期間、名義書換取扱所又は同取次所を、福岡市又はその至近地区に設置することを要するものとする。

(9) 株券の様式

a 第9号に規定する「本所の定める様式に適合する株券」とは、次に定める要件を具備したものをいうものとする。

(a) ・ (b) (略)

b ~ d (略)

(1 0) 株式の譲渡制限

第10号に規定する「特別の法律の規定に基づき株式の譲渡に関して制限を行う場合」とは、次の a から c までに掲げる法律の規定に基づき、株主名簿への記載を拒否する場合 (b にあつては実質株主名簿への記載をしない場合を含む。) をいうものとする。

a ~ c (略)

5 . 第6条 (Q - B o a r d への上場審査基準)

(1) ・ (2) (略)

(3) 上場時価総額

第2号に規定する「上場時価総額」とは、上場に係る公募等の見込み価格に、上場時において見込まれる上場株式数を乗じて得た額をいうものとする。ただし、新規上場申請者が第1号 a ただし書に定める場合に該当する場合においては、上場申請に係る株券の売出しを行うときは当該売出しの価格に、上場申請に係る株券の売出しを行わないときは本所が合理的と認める算定式により計算された当

る。

(a) ・ (b) (略)

c 第7号において、株式事務代行機関から、株式事務の代行を受託する旨内諾を得ている新規上場申請者及び同号ただし書きに該当する会社は、株式事務を株式事務代行機関に委託するまでの期間、名義書換取扱所又は同取次所を、福岡市又はその至近地区に設置することを要するものとする。

(8) 株券の様式

a 第8号に規定する「本所の定める様式に適合する株券」とは、次に定める要件を具備したものをいうものとする。

(a) ・ (b) (略)

b ~ d (略)

(9) 株式の譲渡制限

第9号に規定する「特別の法律の規定に基づき株式の譲渡に関して制限を行う場合」とは、次の a から c までに掲げる法律の規定に基づき、株主名簿への記載を拒否する場合 (b にあつては実質株主名簿への記載をしない場合を含む。) をいうものとする。

a ~ c (略)

5 . 第6条 (Q - B o a r d への上場審査基準)

(1) ・ (2) (略)

(3) 時価総額

第2号に規定する「時価総額」とは、上場に係る公募等の価格に、上場時において見込まれる上場株式数を乗じて得た額をいうものとする。ただし、新規上場申請者が第1号 a ただし書に定める場合に該当する場合には、上場申請に係る株券の売出しを行うときは当該売出しの価格に、上場申請に係る株券の売出しを行わないときは本所が合理的と認める算定式により計算された当該上場申請

該上場申請に係る株券の評価額に、それぞれ上場時において見込まれる上場株式数を乗じて得た額をいうものとする。

(4)・(5) (略)

(6) 財務諸表等及び中間財務諸表等

a 2. (7) cの規定は、第4号 aの場合に準用する。

b 2. (7) a及びbの規定は、第4号 bの場合に準用する。

付 則

この改正規定は、平成15年 1月 1日から施行し、同日以後に上場申請を行う新規上場申請者の株券の審査から適用する。

に係る株券の評価額に、それぞれ上場時において見込まれる上場株式数を乗じて得た額をいうものとする。

(4)・(5) (略)

(6) 財務諸表等及び中間財務諸表等

a 2. (6) cの規定は、第4号 aの場合に準用する。

b 2. (6) a及びbの規定は、第4号 bの場合に準用する。

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>9 . 第 8 条 (有価証券の見本の提出) 関係 (1) 第 8 条の規定により、上場会社が作成する有価証券の様式は、株券上場審査基準の取扱い 2 . (9) によるものとする。 (2) ・ (3) (略)</p> <p>1 1 . 第 1 0 条 (その他書類の提出) 関係 第 1 0 条の規定に基づき請求する書類には、次に掲げる書類を含むものとする。 a 各事業年度末日現在における本所の定める様式による株式の分布状況表及び上場優先株の分布状況表 (事業年度経過後 2 か月以内で分布状況の判明後遅滞なく提出するものとする。) b ~ e (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成 1 5 年 1 月 1 日から施行する。</p>	<p>9 . 第 8 条 (有価証券の見本の提出) 関係 (1) 第 8 条の規定により、上場会社が作成する有価証券の様式は、株券上場審査基準の取扱い 2 . (8) によるものとする。 (2) ・ (3) (略)</p> <p>1 1 . 第 1 0 条 (その他書類の提出) 関係 第 1 0 条の規定に基づき請求する書類には、次に掲げる書類を含むものとする。 a 各事業年度末日現在における本所の定める様式による株式の分布状況表及び上場優先株の分布状況表 (事業年度経過後 3 か月以内で分布状況の判明後遅滞なく提出するものとする。) b ~ e (略)</p>

株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1. 第2条（上場廃止基準）関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 株式の分布状況</p> <p>a 第2号aの(a)に規定する「1か年以内に上場株式数の80%以下とならないとき」又は同号bに規定する「1か年以内に150人以上とならないとき」とは、審査対象決算期（審査を行う対象となる決算期をいう。以下同じ。）の翌月から起算して1か年目の日（決算期の変更により当該1か年目の日が上場銘柄の株券（優先出資証券を含む。以下同じ。）の発行者の決算期に当たらないときは、当該1か年目の日の後最初に到来する決算期）までの期間（以下この(2)において「猶予期間」という。）において上場株式数の80%以下とならないとき又は150人以上とならないときをいうものとする。（猶予期間の最終日現在のの上場株式数を基準とする。）</p> <p>b 決算期の変更により猶予期間の最終日が決算期に当たらない上場会社は、当該猶予期間経過後<u>2</u>か月以内で分布状況の判明後遅滞なく、本所の定める様式による株式の分布状況表を本所に提出するものとする。</p> <p>c～k (略)</p> <p>1 第2号aの(a)及びbに係る同号ただし書の規定は、猶予期間経過後3か月以内に公募若しくは売出し又は数量制限付分売を行った上場会社であって、当該期間内に当該公募若しくは売出しの内容又は数量制限付分売の結果について証する書面を提出したものについて適用するものとし、少数特定者持株数及び株式数については、次の</p>	<p>1. 第2条（上場廃止基準）関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 株式の分布状況</p> <p>a 第2号aに規定する「1か年以内に上場株式数の80%以下とならないとき」又は同号bに規定する「1か年以内に150人以上とならないとき」とは、審査対象決算期（審査を行う対象となる決算期をいう。以下同じ。）の翌月から起算して1か年目の日（決算期の変更により当該1か年目の日が上場銘柄の株券（優先出資証券を含む。以下同じ。）の発行者の決算期に当たらないときは、当該1か年目の日の後最初に到来する決算期）までの期間（以下この(2)において「猶予期間」という。）において上場株式数の80%以下とならないとき又は150人以上とならないときをいうものとする。（猶予期間の最終日現在のの上場株式数を基準とする。）</p> <p>b 決算期の変更により猶予期間の最終日が決算期に当たらない上場会社は、当該猶予期間経過後<u>3</u>か月以内で分布状況の判明後遅滞なく、本所の定める様式による株式の分布状況表を本所に提出するものとする。</p> <p>c～k (略)</p> <p>1 第2号ただし書の規定は、猶予期間経過後3か月以内に公募若しくは売出し又は数量制限付分売を行った上場会社であって、当該期間内に当該公募若しくは売出しの内容又は数量制限付分売の結果について証する書面を提出したものについて適用するものとし、少数特定者持株数及び株式数については、次の(a)及び(b)に定めると</p>

(a) 及び (b) に定めるところにより取り扱うものとする。この場合において、猶予期間の最終日における上場株式数に当該公募に係る株式数を加算した株式数を、猶予期間の最終日における上場株式数とみなすものとする。

(a) ・ (b) (略)

m 第2号 a の (b) に係る同号ただし書の規定は、審査対象決算期の末日後、同 (b) に定める日までに公募若しくは売出し又は数量制限付分売を行った上場会社であって、当該期間内に当該公募若しくは売出しの内容又は数量制限付分売の結果について証する書面を提出したのものについて適用するものとし、この場合における第2号 a の (b) の規定については、次の (a) 又は (b) に定めるところにより取り扱うものとする。

(a) 当該株式の公募に係る応募者に審査対象決算期の末日における大株主上位 10 名及び役員が含まれていない場合で、審査対象決算期の末日における少数特定者持株数が審査対象決算期の末日における上場株式数に当該株式の公募に係る株式数を加えた数の 90 % 以下となったときは、審査対象決算期の末日における少数特定者持株数比率が 90 % 以下となったものとして取り扱う。

(b) 当該株式の売出し等が審査対象決算期の末日における大株主上位 10 名又は役員の所有に係る株式の売出し等であって、審査対象決算期の末日における少数特定者持株数から当該株式の売出し等に係る株式数を差し引いた数が審査対象決算期の末日における上場株式数の 90 % 以下となった場合は、審査対象決算

ころにより取り扱うものとする。この場合において、猶予期間の最終日における上場株式数に当該公募に係る株式数を加算した株式数を、猶予期間の最終日における上場株式数とみなすものとする。

(a) ・ (b) (略)

(新設)

期の末日における少数特定者持株数比率が90%以下となったものとして取り扱う。

n 第2号aの(b)に規定する「本所が定める日」とは、上場会社が有価証券報告書を提出した日又は法第24条第1項に定める期間の末日のうちいずれか早い日をいうものとする。

(新設)

(3) (略)

(3) (略)

(4) 上場時価総額

(新設)

a 第4号に規定する「上場時価総額が5億円に満たない場合」とは、月間平均上場時価総額(本所の売買立会における当該株券の日々の最終価格に、その日の上場株式数(上場会社が株式分割又は株式併合を行う場合には、当該株式分割又は株式併合に係る権利を受ける者を確定するための基準日又は株主名簿閉鎖開始日の前日(以下「権利確定日」という。)の3日前の日(権利確定日が休業日に当たるときは、権利確定日の4日前の日)において、当該株式分割又は株式併合により増減する株式数を加減するものとする。以下この(4)において同じ。)を乗じて得た額の平均をいう。以下同じ。)又は月末上場時価総額(毎月末日における本所の売買立会における当該株券の最終価格(当該最終価格がないときは、直近の最終価格)に、当該末日における上場株式数を乗じて得た額をいう。以下同じ。)が5億円に満たない場合をいうものとする。

b 第4号に規定する「9か月(事業の現状、今後の展開、事業計画の改善その他本所が必要と認める事項を記載した書面を3か月以内に本所に提出しない場合にあっては、3か月)以内に5億円以上とならないとき」

とは、前 a に該当した月の末日の翌日から起算して 9 か月目の日（事業の現状、今後の展開、事業計画の改善その他本所が必要と認める事項を記載した書面を 3 か月目の日までに本所に提出しない場合にあつては、3 か月目の日）までの期間内において、毎月の月間平均上場時価総額及び月末上場時価総額が 5 億円以上とならないときをいうものとする。

c 上場会社は、本所が第 4 号に係る該当性の判断に必要と認める場合には、審査対象となる各月における日々の上場株式数を記載した書面を翌月初に本所に提出しなければならない。

d 上場日の属する月の上場時価総額については、第 4 号の基準に係る審査対象としな
いものとする。

(5) 債務超過

a 第 5 号に規定する「債務超過の状態」とは、株券上場審査基準の取扱い 2 . (5) a に規定する連結貸借対照表（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には、貸借対照表）に基づいて算定される株主資本（純資産）の額（連結財務諸表規則第 8 7 条の規定の適用を受ける会社にあつては、これに相当する額）が負であることをいうものとする。

b 株券上場審査基準の取扱い 2 . (6) d（監査意見に基づく修正）の規定は、第 5 号の場合に準用する。この場合において「利益」とあるのは「株主資本（純資産）」と読み替える。

c 第 5 号に規定する「1 か年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき」とは、第 5 号に規定する「債務超過の状態」となった決算期の翌日から起算して 1 か年目の

(4) 債務超過

a 第 4 号に規定する「債務超過の状態にある場合」とは、株券上場審査基準の取扱い 2 . (4) a に規定する連結貸借対照表に基づいて算定される株主資本（純資産）の額（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合を除く。）及び同 b に規定する貸借対照表に基づいて算定される株主資本（純資産）の額が負である場合をいうものとする。

b 株券上場審査基準の取扱い 2 . (5) d（監査意見に基づく修正）の規定は、第 4 号の場合に準用する。この場合において「利益」とあるのは「株主資本（純資産）」と読み替える。

c 第 4 号に規定する「最近」の起算は審査対象決算期からさかのぼるものとする。

日（決算期の変更により当該1か年目の日
が上場銘柄の株券の発行者の決算期に当
らないときは、当該1か年目の日の後最初
に到来する決算期）までの期間（以下この
（5）において「猶予期間」という。）に
おいて債務超過の状態でなくなかった
場合をいうものとする。

d 第5号ただし書に規定する「本所が適
当と認める場合」に適合するかどうかの審査
は、猶予期間の最終日の属する連結会計年
度（上場会社が連結財務諸表を作成すべき
会社でない場合には事業年度）に係る決算
の内容を上場有価証券の発行者の会社情報
の適時開示等に関する規則第2条第1項第
3号の定めるところにより開示するまで
の間において、再建計画（第5号ただし書に
定める「1か年以内に債務超過の状態でな
くなる」ための経営計画を含む。）を公表
している上場会社を対象とし、上場会社が
提出する当該再建計画並びに次の（a）及
び（b）に定める書類に基づき行うものと
する。

（a） 当該再建計画が、私的整理に関す
るガイドライン研究会による「私的整理
に関するガイドライン」にしたがって成
立したものであることについて債権者が
記載した書面

（b） 第5号ただし書に定める「1か年
以内に債務超過の状態でなくなる」ため
の経営計画の前提となった重要な事項等
が、上場有価証券の発行者の会社情報の
適時開示等に関する規則第2条第1項第
1号a fに規定する公認会計士等により
検討されたものであることについて当該
公認会計士等が記載した書面

e 第5号ただし書に規定する「1か年以内」

（新設）

（新設）

とは、猶予期間の最終日の翌日から起算して1か年目の日（決算期の変更により当該1か年目の日が上場銘柄の株券の発行者の決算期に当たらないときは、当該1か年目の日の後最初に到来する決算期）までの期間をいうものとする。

f 第5号ただし書に規定する「2か年以内」

とは、審査対象決算期の翌日から起算して2か年目の日（決算期の変更により猶予期間の最終日の翌日から起算して1か年目の日が上場銘柄の株券の発行者の決算期に当たらないときは、当該1か年目の日後最初に到来する決算期）までの期間をいう。

(6) 銀行取引の停止

第6号に規定する「停止されることが事実となった場合」とは、上場会社が発行した手形等が不渡りとなり、当該上場会社から銀行取引停止が事実となった旨の報告を書面で受けた場合をいうものとする。

(7) 破産、再生手続、更生手続又は整理

a 第7号に規定する「上場会社が法律の規定に基づく会社の破産、再生手続、更生手続若しくは整理を必要とするに至った場合」とは、上場会社が、法律に規定する破産、再生手続、更生手続又は整理の原因があることにより、破産、再生手続、更生手続又は整理を必要と判断した場合をいう。

b 第7号に規定する「これに準ずる状態になった場合」には、次の(a)又は(b)に掲げる場合を含むものとし、この場合には当該(a)又は(b)に定める日に同号に該当するものとして取り扱う。

(a)・(b) (略)

(8) 営業活動の停止

a 第8号に規定する「営業活動若しくは事業活動を停止した場合」とは、上場会社及

(新設)

(5) 銀行取引の停止

第5号に規定する「停止されることが事実となった場合」とは、上場会社が発行した手形等が不渡りとなり、当該上場会社から銀行取引停止が事実となった旨の報告を書面で受けた場合をいうものとする。

(6) 破産、再生手続、更生手続又は整理

a 第6号に規定する「上場会社が法律の規定に基づく会社の破産、再生手続、更生手続若しくは整理を必要とするに至った場合」とは、上場会社が、法律に規定する破産、再生手続、更生手続又は整理の原因があることにより、破産、再生手続、更生手続又は整理を必要と判断した場合をいう。

b 第6号に規定する「これに準ずる状態になった場合」には、次の(a)又は(b)に掲げる場合を含むものとし、この場合には当該(a)又は(b)に定める日に同号に該当するものとして取り扱う。

(a)・(b) (略)

(7) 営業活動の停止

a 第7号に規定する「営業活動若しくは事業活動を停止した場合」とは、上場会社及

びその連結子会社の営業活動又は事業活動が停止されたと本所が認めた場合をいうものとする。

- b 第8号に規定する「これに準ずる状態になった場合」には、上場会社が合併又はその他の事由により解散する場合を含むものとする。この場合において、次の(a)から(c)までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

(a)～(c) (略)

(9) 不適当な合併等

- a 第9号 aに規定する「本所が定める行為」とは、次に掲げる行為をいうものとする。

(a)～(h) (略)

- b 次の(a)から(d)までのいずれかに該当する場合は、第9号に規定する「実質的な存続会社でない」と本所が認めた場合」には該当しないものとして取り扱う。

(a)～(d) (略)

- c 前bに掲げる基準のいずれにも該当しない場合においては、第9号に規定する「実質的な存続会社でない」かどうかの審査は、当該上場会社((c)及び(d)を除き、その企業グループを含む。)に関する次に掲げる事項を総合的に勘案して行うものとする。

(a)～(e) (略)

- d 第9号 aに規定する「当事者である非上場会社として本所が認める者」は、非上場会社の吸収合併又は非上場会社を完全子会社とする株式交換を行う場合における当該非上場会社をいう。

- e 第9号 bに規定する「当事者である非上場会社として本所が認める者」は、非上場会社と合併する場合における当該非上場会社又は非上場会社の完全子会社となる場合

びその連結子会社の営業活動又は事業活動が停止されたと本所が認めた場合をいうものとする。

- b 第7号に規定する「これに準ずる状態になった場合」には、上場会社が合併又はその他の事由により解散する場合を含むものとする。この場合において、次の(a)から(c)までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

(a)～(c) (略)

(8) 不適当な合併等

- a 第8号 aに規定する「本所が定める行為」とは、次に掲げる行為をいうものとする。

(a)～(h) (略)

- b 次の(a)から(d)までのいずれかに該当する場合は、第8号に規定する「実質的な存続会社でない」と本所が認めた場合」には該当しないものとして取り扱う。

(a)～(d) (略)

- c 前bに掲げる基準のいずれにも該当しない場合においては、第8号に規定する「実質的な存続会社でない」かどうかの審査は、当該上場会社((c)及び(d)を除き、その企業グループを含む。)に関する次に掲げる事項を総合的に勘案して行うものとする。

(a)～(e) (略)

- d 第8号 aに規定する「当事者である非上場会社として本所が認める者」は、非上場会社の吸収合併又は非上場会社を完全子会社とする株式交換を行う場合における当該非上場会社をいう。

- e 第8号 bに規定する「当事者である非上場会社として本所が認める者」は、非上場会社と合併する場合における当該非上場会社又は非上場会社の完全子会社となる場合

若しくはこれに準ずる状態となる場合における当該非上場会社をいう。

f 第9号に規定する「3か年以内」とは、上場会社が同号a又はbに掲げる場合に該当した日以後最初に終了する事業年度の末日から3か年目の日（当該日が当該上場会社の事業年度の末日に当たらない場合は、当該日の直前に終了する事業年度の末日）までの期間（以下この（9）において「猶予期間」という。）をいうものとする。

g 第9号に規定する「株券上場審査基準に準じて本所が定める基準に該当しない」かどうかの審査は、株券上場審査基準第2条第1項及び第4条（第3項を除く。）（Q - B o a r dの上場会社である場合には、第5条第1項及び第6条第1項）に定めるところによる新規上場申請者についての審査に準じて行うものとする。

（10） 財務諸表等又は中間財務諸表等に係る虚偽記載又は不適正意見

a 株券上場審査基準の取扱い2.（7）a（虚偽記載）の規定は、第11号aの場合に準用する。

b 第11号bに規定する「本所が別に定める場合」とは、天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合をいうものとする。

（11） 上場契約違反等

第12号に規定する「重大な違反を行った場合」には、次に掲げる場合を含むものとする。

a 上場会社が、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第14条第3項に規定する報告書の提出を速やかに行わない場合において、本所が相当の期間を設けて新たに提出期限を定め、次に掲げ

若しくはこれに準ずる状態となる場合における当該非上場会社をいう。

f 第8号に規定する「3か年以内」とは、上場会社が同号a又はbに掲げる場合に該当した日以後最初に終了する事業年度の末日から3か年目の日（当該日が当該上場会社の事業年度の末日に当たらない場合は、当該日の直前に終了する事業年度の末日）までの期間（以下この（8）において「猶予期間」という。）をいうものとする。

g 第8号に規定する「株券上場審査基準に準じて本所が定める基準に該当しない」かどうかの審査は、株券上場審査基準第2条第1項及び第4条（第3項を除く。）（Q - B o a r dの上場会社である場合には、第5条第1項及び第6条第1項）に定めるところによる新規上場申請者についての審査に準じて行うものとする。

（9） 財務諸表等又は中間財務諸表等に係る虚偽記載又は不適正意見

a 株券上場審査基準の取扱い2.（6）a（虚偽記載）の規定は、第10号aの場合に準用する。

b 第10号bに規定する「本所が別に定める場合」とは、天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合をいうものとする。

（10） 上場契約違反等

第11号に規定する「重大な違反を行った場合」には、次に掲げる場合を含むものとする。

a 上場会社が、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第14条第3項に規定する報告書の提出を速やかに行わない場合において、本所が相当の期間を設けて新たに提出期限を定め、次に掲げ

る事項を書面により当該上場会社に対して通知したにもかかわらず、なお当該報告を当該提出期限までに提出しないとき。

(a) 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第 1 4 条第 3 項に規定する報告書を提出しない場合には、第 1 2 号に該当することとなること。

(b) ・ (c) (略)

b ・ c (略)

(1 2) 株式の譲渡制限

a 株券上場審査基準の取扱い 2 . (1 0) (株式の譲渡制限の取扱い) の規定は、第 1 3 号の場合に準用する。

b 株式の譲渡につき制限を行う場合において、当該上場会社から譲渡制限に関する株主総会決議についての書面による報告を受けたときは、第 1 3 号に該当するものとして取り扱う。

(1 3) 完全子会社化

第 1 4 号に該当する日は、次の a 又は b に定めるところによる。

a ・ b (略)

2 . 第 2 条の 2 (Q - B o a r d の上場廃止基準) 関係

(1) 株式の分布状況

a 1 . (2) a から c まで及び f から k までの規定は、第 1 号 (ただし書を除く。) の場合に準用する。この場合において、1 . (2) 中「第 2 号 a の (a) に規定する「 1 か年以内に上場株式数の 8 0 % 以下とならないとき」又は同号 b に規定する「 1 5 0 人以上とならないとき」」とあるのは「第 1 号に規定する「 1 か年以内に 5 0 人以上とならないとき」」と、「上場株式数の 8

る事項を書面により当該上場会社に対して通知したにもかかわらず、なお当該報告を当該提出期限までに提出しないとき。

(a) 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第 1 4 条第 3 項に規定する報告書を提出しない場合には、第 1 1 号に該当することとなること。

(b) ・ (c) (略)

b ・ c (略)

(1 1) 株式の譲渡制限

a 株券上場審査基準の取扱い 2 . (9) (株式の譲渡制限の取扱い) の規定は、第 1 2 号の場合に準用する。

b 株式の譲渡につき制限を行う場合において、当該上場会社から譲渡制限に関する株主総会決議についての書面による報告を受けたときは、第 1 2 号に該当するものとして取り扱う。

(1 2) 完全子会社化

第 1 3 号に該当する日は、次の a 又は b に定めるところによる。

a ・ b (略)

2 . 第 2 条の 2 (Q - B o a r d の上場廃止基準) 関係

(1) 1 . (2) a から c まで及び f から k

までの規定は、第 1 号 (ただし書を除く。) の場合に準用する。この場合において、1 . (2) 中「第 2 号 a に規定する「 1 か年以内に上場株式数の 8 0 % 以下とならないとき」又は同号 b に規定する「 1 5 0 人以上とならないとき」」とあるのは「第 1 号に規定する「 1 か年以内に 5 0 人以上とならないとき」」と、「上場株式数の 8 0 % 以下とならないとき又は 1 5 0 人以上とならないとき」

0%以下とならないとき又は150人以上とならないとき」とあるのは「50人以上とならないとき」と、1.(2)hからkまでの規定中「第2号b」とあるのは「第1号」と読み替える。

b 1.(2)1(少数特定者持株数及び株主数の算定の取扱い)の規定(少数特定者持株数に係る部分を除く。)は、第1号ただし書の場合に準用する。

(2) 上場時価総額

a 第3号に規定する「上場時価総額が2億円に満たない場合」とは、月間平均上場時価総額(本所の売買立会における当該株券の日々の最終価格に、その日の上場株式数(上場会社が株式分割又は株式併合を行う場合には、当該株式分割又は株式併合に係る権利を受ける者を確定するための基準日又は株主名簿閉鎖開始日の前日(以下「権利確定日」という。)の3日前の日(権利確定日が休業日に当たるときは、権利確定日の4日前の日)において、当該株式分割又は株式併合により増減する株式数を加減するものとする。以下この(2)において同じ。)を乗じて得た額の平均をいう。以下同じ。)又は月末上場時価総額(毎月末日における本所の売買立会における当該株券の最終価格(当該最終価格がないときは、直近の最終価格)に、当該末日における上場株式数を乗じて得た額をいう。以下同じ。)が2億円に満たない場合をいうものとする。

b 第3号に規定する「9か月(事業の現状、今後の展開、事業計画の改善その他本所が必要と認める事項を記載した書面を3か月以内に本所に提出しない場合にあつては、3か月)以内に2億円以上とならないとき」

のは「50人以上とならないとき」と、1.(2)hからkまでの規定中「第2号b」とあるのは「第1号」と読み替える。

(2) 1.(2)1(少数特定者持株数及び株主数の算定の取扱い)の規定(少数特定者持株数に係る部分を除く。)は、第1号ただし書の場合に準用する。

とは、前aに該当した付の末日の翌日から起算して9か月目の日（事業の現状、今後の展開、事業計画の改善その他本所が必要と認める事項を記載した書面を3か月目の日までに本所に提出しない場合にあつては、3か月目の日）までの期間において、毎月の月間平均上場時価総額及び月末上場時価総額が2億円以上とならないときをいうものとする。

c Q - B o a r dの上場会社は、本所が第3号に係る該当性の判断に必要と認める場合には、審査対象となる各月における日々の上場株式数を記載した書面を翌月初に本所に提出しなければならない。

d 上場日の属する月の上場時価総額については、第3号の基準に係る審査対象としな
いものとする。

4. 第4条（上場廃止前の取扱い）関係

(1) 「本所が必要であると認めた時」の取扱い

第2条の各号又は第2条の2の各号に該当することとなった銘柄は、原則として「本所が必要であると認めた」ものとして取り扱う。ただし、次のaからcまでに該当する銘柄については、当該aからcまでに定めるところに従って上場廃止する。

a 第2条第8号のうち、本取扱い1.(8)

bの(a)に規定する合併による解散の場合に該当する銘柄

原則として、合併期日（被合併会社株式1株に対して1株を超える数の新株式が割り当てられる場合（旧株券と新株券の双方が上場されることとなる場合を除く。）又は被合併会社株式1株に対して1株に満たない数の新株式が割り当てられる場合に

4. 第4条（上場廃止前の取扱い）関係

(1) 「本所が必要であると認めた時」の取扱い

第2条の各号又は第2条の2の各号に該当することとなった銘柄は、原則として「本所が必要であると認めた」ものとして取り扱う。ただし、次のaからcまでに該当する銘柄については、当該aからcまでに定めるところに従って上場廃止する。

a 第2条第7号のうち、本取扱い1.(7)

bの(a)に規定する合併による解散の場合に該当する銘柄

原則として、合併期日（被合併会社株式1株に対して1株を超える数の新株式が割り当てられる場合（旧株券と新株券の双方が上場されることとなる場合を除く。）又は被合併会社株式1株に対して1株に満たない数の新株式が割り当てられる場合に

は、新株式の割当てに係る基準日の3日前の日（当該基準日が休業日に当たる場合には、当該基準日の4日前の日）に上場廃止する。

b 第2条第14号のうち、本取扱い1.(13) aの規定に該当する銘柄

原則として、株式交換又は株式移転に係る株券提出期間満了の日の3日前の日（株券提出期間満了の日が休業日に当たる場合には、株券提出期間満了の日の4日前の日）に上場廃止する。

c 第2条第16号のうち、上場会社が株券の不正発行を行った場合に該当する銘柄については、遅滞なく上場廃止する。

(2) 「上場廃止前一定期間」の取扱い

前(1)の規定により本所が必要であると認められた銘柄の売買の期間は、次のaからcまでに定めるほか、本所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して、原則として1か月間とする。ただし、本所が速やかに上場廃止すべきであると認められた場合は、この限りでない。

a 第2条第3号に該当することとなった銘柄については、本所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して、10日間（休業日を除外する。）とする。

b 第2条第7号に該当（上場会社が破産宣告を受けている場合に限る。）することとなった銘柄又は同条第8号のうち1.(8) bの(c)の規定に該当することとなった銘柄（解散の効力の発生の日が、本所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して1か月以内である場合に限る。）については、本所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して原則として10日間（休業日を除外する。）（解散の

は、新株式の割当てに係る基準日の3日前の日（当該基準日が休業日に当たる場合には、当該基準日の4日前の日）に上場廃止する。

b 第2条第13号のうち、本取扱い1.(12) aの規定に該当する銘柄

原則として、株式交換又は株式移転に係る株券提出期間満了の日の3日前の日（株券提出期間満了の日が休業日に当たる場合には、株券提出期間満了の日の4日前の日）に上場廃止する。

c 第2条第15号のうち、上場会社が株券の不正発行を行った場合に該当する銘柄については、遅滞なく上場廃止する。

(2) 「上場廃止前一定期間」の取扱い

前(1)の規定により本所が必要であると認められた銘柄の売買の期間は、次のaからcまでに定めるほか、本所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して、原則として3か月間とする。ただし、本所が速やかに上場廃止すべきであると認められた場合は、この限りでない。

a 第2条第3号に該当することとなった銘柄については、本所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して、2週間とする。

b 第2条第6号に該当（上場会社が破産宣告を受けている場合に限る。）することとなった銘柄又は同条第7号のうち1.(7) bの(c)の規定に該当することとなった銘柄（解散の効力の発生の日が、本所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して3か月以内である場合に限る。）については、本所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して原則として2週間（解散の効力の発生の日が、当該期

効力の発生の日が、当該期間経過後である場合は、当該日まで)とする。

- c 第2条第16号(第2条の2第4号による場合を含む。)に該当することとなった銘柄については、本所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して1か月間の範囲内の日で、その都度決定するものとする。

付 則

- 1 この改正規定は、平成15年 1月 1日から施行する。
- 2 この改正規定施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに上場申請され、かつ、上場日を迎えていない銘柄及び施行日に現に上場している銘柄については、改正後の1.(4)の規定は、平成15年4月を審査対象とする時価総額の審査から適用するものとする。
- 3 改正後の1.(5)の規定は、平成15年10月1日以後開始する連結会計年度又は事業年度において該当する上場銘柄から適用し、同日前に到来する決算期において該当することとなる上場銘柄については、なお従前の例によるものとする。
- 4 改正後の4.(2)の規定にかかわらず、施行日の前日までに現に改正前の4.(2)の規定の適用を受ける銘柄については、なお従前の例によるものとする。

間経過後である場合は、当該日まで)とする。

- c 第2条第15号(第2条の2第3号による場合を含む。)に該当することとなった銘柄については、本所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して3か月間の範囲内の日で、その都度決定するものとする。

優先株に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>2. 第3条(上場審査基準)関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第3条第3号cに規定する「本所の定めるところに従って作成されているもの」とは、次のaからcまでに適合している株券をいうものとする。</p> <p>a 株券上場審査基準の取扱い2.(9)(株券の様式)に定める要件を具備していること。</p> <p>b・c (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>3. 第4条(上場廃止基準)関係</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 第4条第1項又は第2項の各号のいずれかに該当することとなった銘柄の上場廃止日は、次のとおりとする。</p> <p>a 第4条第1項第1号又は第2項第1号、第2号、第4号若しくは第5号に該当することとなった銘柄については、本所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して<u>10日間(休業日を除外する。)</u>を経過した日とする。ただし、本所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。</p> <p>b～c (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成15年 1月 1日から施行する。</p>	<p>2. 第3条(上場審査基準)関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第3条第3号cに規定する「本所の定めるところに従って作成されているもの」とは、次のaからcまでに適合している株券をいうものとする。</p> <p>a 株券上場審査基準の取扱い2.(8)(株券の様式)に定める要件を具備していること。</p> <p>b・c (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>3. 第4条(上場廃止基準)関係</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 第4条第1項又は第2項の各号のいずれかに該当することとなった銘柄の上場廃止日は、次のとおりとする。</p> <p>a 第4条第1項第1号又は第2項第1号、第2号、第4号若しくは第5号に該当することとなった銘柄については、本所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して<u>2週間</u>を経過した日とする。ただし、本所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。</p> <p>b～c (略)</p>

新株予約権証券に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>2. 第3条(上場審査基準)関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第3条第1項第2号c及び同条第2項第2号bに規定する新株予約権証券は、単一の券種とし、その様式は、株券上場審査基準の取扱い2.(9)(株券の様式)によるものとする。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成15年 1月 1日から施行する。</p>	<p>2. 第3条(上場審査基準)関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第3条第1項第2号c及び同条第2項第2号bに規定する新株予約権証券は、単一の券種とし、その様式は、株券上場審査基準の取扱い2.(8)(株券の様式)によるものとする。</p>

債券に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>3．社債券の上場審査基準の取扱い（債券特例第4条関係）</p> <p>第4条第2号bの規定により、本所の定める本券（利札を含む。）の様式は、株券上場審査基準の取扱い2．<u>（9）</u>（株券の様式）によるものとする。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成15年 1月 1日から施行する。</p>	<p>3．社債券の上場審査基準の取扱い（債券特例第4条関係）</p> <p>第4条第2号bの規定により、本所の定める本券（利札を含む。）の様式は、株券上場審査基準の取扱い2．<u>（8）</u>（株券の様式）によるものとする。</p>

新株予約権社債券等上場契約書の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>新株予約権付社債券等上場契約書</p> <p>(略)</p> <p>付 則</p> <p>この改正規定は、平成15年 1月 1日から 施行する。</p>	<p>新株予約権社債券等上場契約書</p> <p>(略)</p>

新株予約権付社債券等に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>2. 上場審査基準の取扱い（新株予約権付社債券等特例第3条関係）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第3条第1項第2号c及び同条第2項第2号bに規定する新株予約権付社債券等の本券は、次のa又はbに掲げる区分に従い、当該a又はbに定めるところによるものとし、その本券（利札を含む。）の様式は、株券上場審査基準の取扱い2. <u>(9)</u>（株券の様式）によるものとする。</p> <p>a・b (略)</p> <p>(3) (略)</p>	<p>2. 上場審査基準の取扱い（新株予約権付社債券等特例第3条関係）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第3条第1項第2号c及び同条第2項第2号bに規定する新株予約権付社債券等の本券は、次のa又はbに掲げる区分に従い、当該a又はbに定めるところによるものとし、その本券（利札を含む。）の様式は、株券上場審査基準の取扱い2. <u>(8)</u>（株券の様式）によるものとする。</p> <p>a・b (略)</p> <p>(3) (略)</p>
<p>3. 上場廃止基準の取扱い（新株予約権付社債券等特例第4条関係）</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 第4条第1項又は第2項の各号のいずれかに該当することとなった銘柄の上場廃止の日は、次のとおりとする。</p> <p>a (略)</p> <p>b 第4条第1項第1号又は同条第2項第1号若しくは第7号に該当することとなった銘柄については、原則として、本所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日の1か月目の応当日（応答日がないときはその月の末日）とし、同項第3号に該当することとなった銘柄については、原則として、本所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して<u>10日間</u>（休業日を除外する。）を経過した日とする。ただし、本所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。</p> <p>c～h (略)</p>	<p>3. 上場廃止基準の取扱い（新株予約権付社債券等特例第4条関係）</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 第4条第1項又は第2項の各号のいずれかに該当することとなった銘柄の上場廃止の日は、次のとおりとする。</p> <p>a (略)</p> <p>b 第4条第1項第1号又は同条第2項第1号若しくは第7号に該当することとなった銘柄については、原則として、本所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日の1か月目の応当日（応答日がないときはその月の末日）とし、同項第3号に該当することとなった銘柄については、原則として、本所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して<u>2週間</u>を経過した日とする。ただし、本所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。</p> <p>c～h (略)</p>

付 則

この改正規定は、平成15年 1月 1日から
施行する。

日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、業務規程、信用取引及び貸借取引規程並びに受託契約準則の特例の施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場審査基準に関する事項)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 受益証券特例第4条第3号の規定により作成する受益証券は、1,000口券一種とし、かつ、その様式は、株券上場審査基準の取扱い2.(8)(株券の様式)によるものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(上場廃止前の売買に関する事項)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 前項の規定により本所が必要であると認めた受益証券の売買の期間は、本所が受益証券の上場廃止を決定した日の翌日から起算して、原則として<u>1か月間</u>(受益証券特例第10条第2項第5号に該当することとなった受益証券については、本所が上場廃止を決定した日の翌日から起算して<u>1か月間</u>の範囲内の日で、本所がその都度決定する日まで)とする。ただし、速やかに上場廃止すべき事情が生じた場合には、この限りでない。</p> <p>(監理ポスト及び整理ポストに関する事項)</p> <p>第13条 受益証券特例第16条の規定により、受益証券の監理ポスト及び整理ポストに関し本所が定める事項は、次の各号に定める事項とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 監理ポスト、整理ポストへの割当期間 前号に規定する受益証券の監理ポスト又は整理ポストへの割当期間は、次に定めるところによる。</p> <p>a (略)</p>	<p>(上場審査基準に関する事項)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 受益証券特例第4条第3号の規定により作成する受益証券は、1,000口券一種とし、かつ、その様式は、株券上場審査基準の取扱い2.(7)(株券の様式)によるものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(上場廃止前の売買取引に関する事項)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 前項の規定により本所が必要であると認めた受益証券の売買の期間は、本所が受益証券の上場廃止を決定した日の翌日から起算して、原則として<u>3か月間</u>(受益証券特例第10条第2項第5号に該当することとなった受益証券については、本所が上場廃止を決定した日の翌日から起算して<u>3か月間</u>の範囲内の日で、本所がその都度決定する日まで)とする。ただし、速やかに上場廃止すべき事情が生じた場合には、この限りでない。</p> <p>(監理ポスト及び整理ポストに関する事項)</p> <p>第13条 受益証券特例第16条の規定により、受益証券の監理ポスト及び整理ポストに関し本所が定める事項は、次の各号に定める事項とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 監理ポスト、整理ポストへの割当期間 前号に規定する受益証券の監理ポスト又は整理ポストへの割当期間は、次に定めるところによる。</p> <p>a (略)</p>

b 整理ポストへの割当期間

整理ポストへの割当期間は、第 11 条第 2 項に定める期間、（原則として 1 か月）とする。

付 則

- 1 この改正規定は、平成 15 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 11 条の規定にかかわらず、この改正規定施行の日の前日までに現に改正前の 11 条の規定の適用を受けている銘柄について、なお従前の例による。
- 2 第 1 項の規定にかかわらず、この改正規定施行の日の前日までに現に整理ポストへの割当てをされている銘柄の割当期間については、なお従前の例による。

b 整理ポストへの割当期間

整理ポストへの割当期間は、第 11 条第 2 項に定める期間、（原則として 3 か月）とする。

退職給付会計基準の適用等に関する有価証券上場規程に関する取扱い要領の特例の
一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1．退職給付会計基準の適用により生じる会計基準変更時差異に関する取扱いの特例</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 株券上場審査基準第4条(上場審査基準)第1項関係</p> <p>退職給付会計基準の適用により会計基準変更時差異(費用の減額処理が行われるべきものを除く。)が発生した新規上場申請者に対する株券上場審査基準第4条第1項第5号及び第6号の規定の適用に当たっては、株券上場審査基準の取扱い2.(5)aに規定する連結貸借対照表に基づいて算定される株主資本の額及び同bに規定する貸借対照表に基づいて算定される株主資本の額について、それぞれ、会計基準変更時差異未処理額(会計基準変更時差異から直前事業年度以前の事業年度において費用処理された額を控除した額をいう。)を控除したうえで税効果相当額を加算するとともに、同取扱い2.(6)bに規定する連結損益計算書に基づいて算定される利益の額及び同cに規定する損益計算書に基づいて算定される利益の額について、それぞれ、審査対象決算期において会計基準変更時差異として費用処理された額を加算することができるものとする。</p> <p>2．退職給付会計基準を適用する事業年度前の事業年度において、退職給与引当金に係る会計基準を変更することにより退職給与引当金の積増しを行っている場合における影響額に関する取扱いの特例(株券上場審査基準第4条(上場審査基準)第1項関係)</p> <p>退職給付会計基準を適用する事業年度前の事</p>	<p>1．退職給付会計基準の適用により生じる会計基準変更時差異に関する取扱いの特例</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 株券上場審査基準第4条(上場審査基準)第1項関係</p> <p>退職給付会計基準の適用により会計基準変更時差異(費用の減額処理が行われるべきものを除く。)が発生した新規上場申請者に対する株券上場審査基準第4条第1項第4号及び第5号の規定の適用に当たっては、株券上場審査基準の取扱い2.(4)aに規定する連結貸借対照表に基づいて算定される株主資本の額及び同bに規定する貸借対照表に基づいて算定される株主資本の額について、それぞれ、会計基準変更時差異未処理額(会計基準変更時差異から直前事業年度以前の事業年度において費用処理された額を控除した額をいう。)を控除したうえで税効果相当額を加算するとともに、同取扱い2.(5)bに規定する連結損益計算書に基づいて算定される利益の額及び同cに規定する損益計算書に基づいて算定される利益の額について、それぞれ、審査対象決算期において会計基準変更時差異として費用処理された額を加算することができるものとする。</p> <p>2．退職給付会計基準を適用する事業年度前の事業年度において、退職給与引当金に係る会計基準を変更することにより退職給与引当金の積増しを行っている場合における影響額に関する取扱いの特例(株券上場審査基準第4条(上場審査基準)第1項関係)</p> <p>退職給付会計基準を適用する事業年度前の事</p>

業年度（平成10年6月以後に終了する事業年度に限る。）において、退職給与引当金に係る会計基準を変更することにより退職給与引当金の積増しを行っている新規上場申請者又は上場会社に対する株券上場審査基準第4条第1項第6号の規定の適用に当たっては、当該会計基準の変更が正当な理由に基づくものと認められている場合には、株券上場審査基準の取扱い2.（6）bに規定する連結損益計算書に基づいて算定される利益の額及び同cに規定する損益計算書に基づいて算定される利益の額について、それぞれ、審査対象決算期における当該会計基準の変更による影響額（過年度に係る影響額に限る。）を加算することとする。

付 則

この改正規定は、平成15年 1月 1日から施行する。

業年度（平成10年6月以後に終了する事業年度に限る。）において、退職給与引当金に係る会計基準を変更することにより退職給与引当金の積増しを行っている新規上場申請者又は上場会社に対する株券上場審査基準第4条第1項第5号の規定の適用に当たっては、当該会計基準の変更が正当な理由に基づくものと認められている場合には、株券上場審査基準の取扱い2.（5）bに規定する連結損益計算書に基づいて算定される利益の額及び同cに規定する損益計算書に基づいて算定される利益の額について、それぞれ、審査対象決算期における当該会計基準の変更による影響額（過年度に係る影響額に限る。）を加算することとする。